

島根沿岸海岸保全基本計画
(改定)

平成 29 年 3 月

島 根 県

目 次（改定計画）

第1編	海岸の保全に関する基本的な事項	1
第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	海岸の現況及び保全の方向に関する事項	3
2-1	海岸の概要	3
2-2	海岸事業の経緯	7
第3章	沿岸の長期的なあり方	11
3-1	防護面からの基本方針	11
3-2	環境面からの基本方針	22
3-3	利用面からの基本方針	31
3-4	ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	35
第2編	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	45
第1章	海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	45
1-1	海岸保全施設を整備しようとする区域	46
1-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置	48
第2章	海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	51
2-1	海岸保全施設の存する区域	51
2-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置	52
2-3	海岸保全施設の維持又は修繕の方法	53
第3章	海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況	54
3-1	一覧表	54
3-2	添付図	57
第3編	その他重要事項、留意事項	70
第1章	その他重要事項	70
1-1	広域的・総合的な視点からの取組の推進	70
1-2	地域との連携の促進と海岸愛護の啓発	71
第2章	今後の取り組みにおける留意事項	72
2-1	関連計画との整合性の確保	72
2-2	関係行政機関との連携調整	72
2-3	地域住民の参画と情報公開	72
2-4	計画の見直し	72

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 計画の策定にあたって

海岸保全基本計画は、対象海岸^{*}のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全に関する基本的な計画である。 (※本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする)

平成12年4月に施行された改正海岸法により、**防護、環境及び利用の調和**のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められてきた。さらに、平成26年6月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示された。

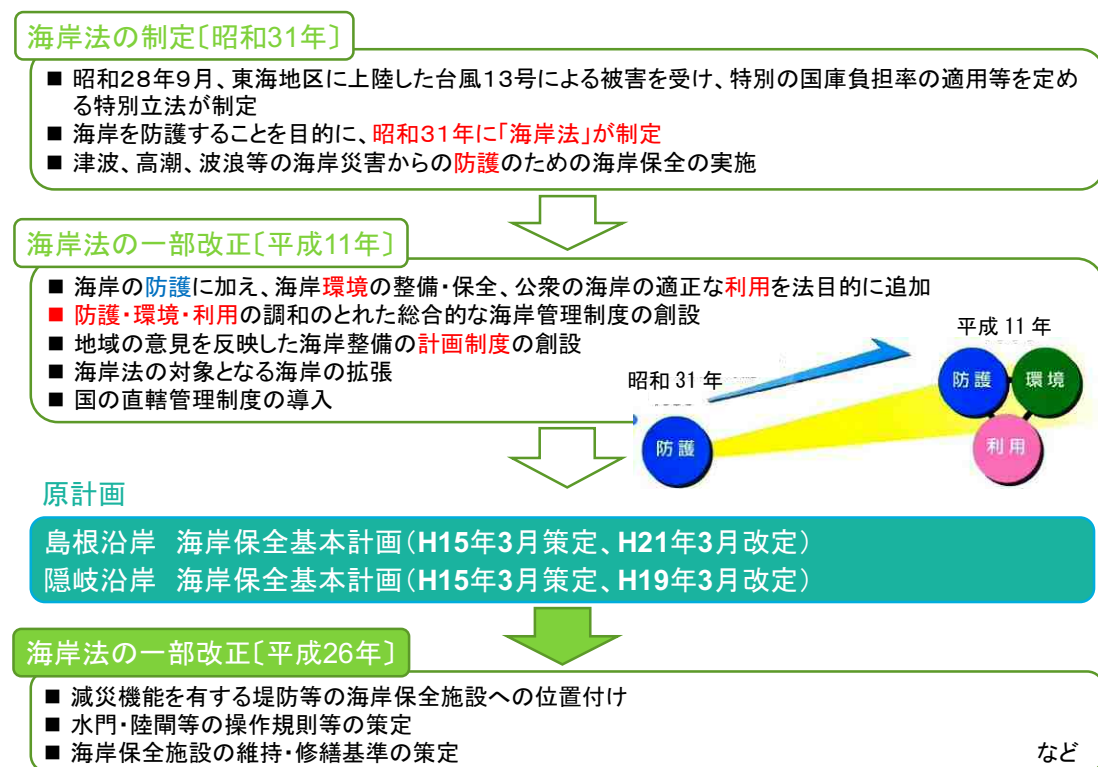
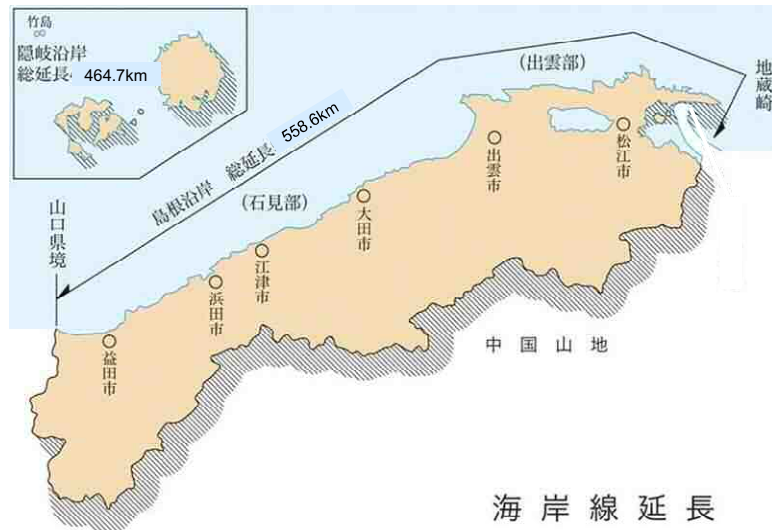


図- 1.1 海岸法の制定・改正の経緯

島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。

本計画は、島根沿岸についての海岸保全基本計画を策定するものである。



島根県の概要

島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約 200 km と細長く、海上 40 km ～ 80 km 沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。

総面積は約 6,708 km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は 18 位であるが、約 79% が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。

平成 27 年の国勢調査によると、県内の総人口は約 69 万人であり、昭和 60 年国勢調査を境に減少している。前回調査の平成 22 年時点（約 72 万人）から約 3 万人減少している。なお、島根沿岸の市町村の総人口は約 54 万人である。年齢階級別には、65 歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（30.7%）は全国第 2 位である。

平成 22 年の国勢調査によると、産業別就業者の割合は、第 3 次産業が最も大きく（67.4%）、次いで第 2 次産業（24.0%）、第 1 次産業（8.6%）となっている。第 1 次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（4.2%）に比べ、第 1 次産業の割合が大きく、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が小さくなっている。

第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

島根沿岸は、鳥取県境から山口県境に至る海岸線延長約 559 k m で日本海に面した風光明媚な海岸である。

このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。

島根半島の一部には大山隠岐国立公園が、また浜田市には浜田海岸県立自然公園があり、優れた景観地を有する。

島根半島には、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多く、沿岸中央部から西部にかけての海岸では、砂浜海岸を利用した海水浴場や、背後の丘陵地に工場や事業所の集積がみられる。

洗濯岩（松江市）

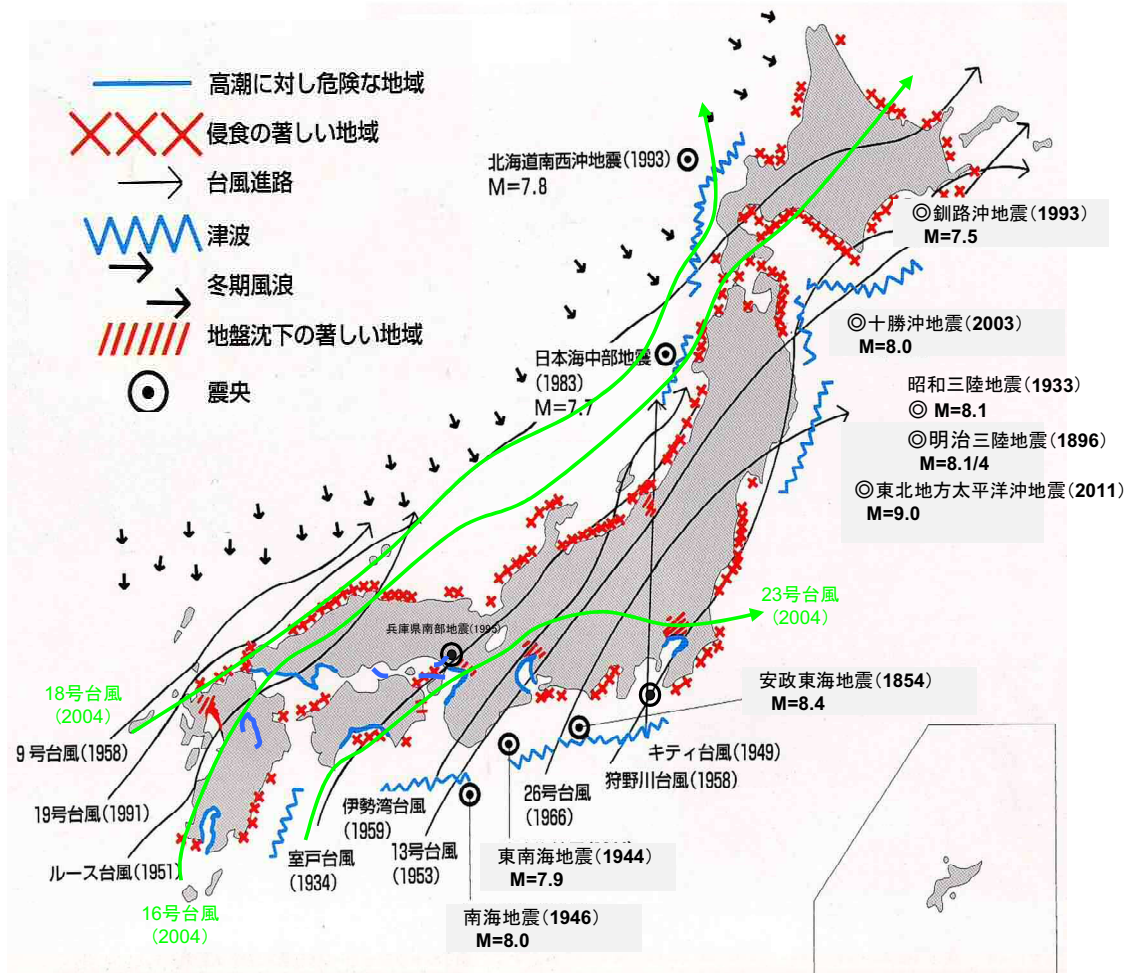


和木波子海岸（江津市）



写真- 1.1 島根沿岸の特徴的な景観

全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。



出典) 国土交通省他：海岸行政の最近の動向、H27

図- 1.2 日本の海岸に対する高潮・津波・海岸侵食の作用イメージ

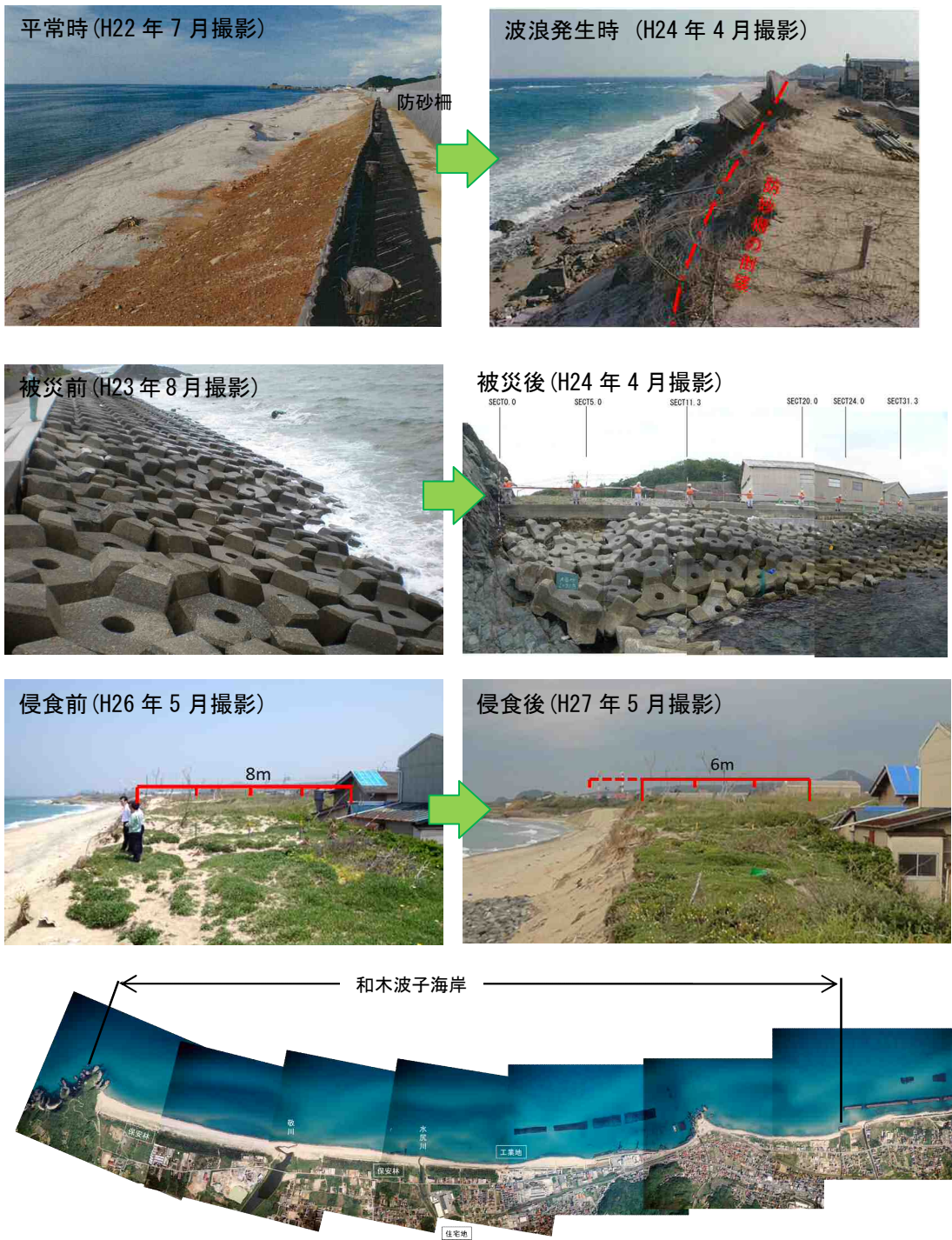


写真- 1.2 近年の海岸侵食・施設被害の事例
和木波子海岸（江津市）

持石海岸（益田市）



写真- 1.3 近年の施設被害の事例

和木波子海岸（江津市）



中須海岸（益田市）



写真- 1.4 近年の海岸侵食の事例

2-2 海岸事業の経緯

本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。

島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。

島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成 7 年 8 月）

海岸事業の基本指針

島根沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

（1）国土保全

島根沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。

（2）環境保全

海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地日御碕海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。

（3）海浜利用

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。

島根沿岸のうち、高潮対策事業については越波被害の多い島根半島を中心に実施し、侵食対策事業については砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施してきた。また、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。

近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。

表- 1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例

事業の種類	内容	前回の計画改定後に 海岸整備事業を実施した 海岸の一例
高潮対策事業	高潮（越波含む）によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	浜田漁港海岸（浜田市） 木部漁港海岸（益田市）
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	平田海岸（出雲市） 逢浜海岸（大田市） 浜田港日脚海岸（浜田市） 小浜海岸（益田市）
海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	七類港海岸（松江市） 北浦海岸（松江市） 大社漁港海岸（出雲市） 田儀港海岸（出雲市） 持石海岸（益田市）
老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	飯浦漁港海岸（益田市）
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	三隅港海岸（浜田市）

【高潮対策】浜田漁港海岸（浜田市）



【侵食対策】浜田港日脚海岸（浜田市）



【侵食対策】小浜海岸（益田市）



【環境整備】七類港海岸（松江市）



【環境整備】北浦海岸（松江市）



写真- 1.5 海岸整備事業の事例

【環境整備】 田儀港海岸（出雲市）



【環境整備】 持石海岸（益田市）



【老朽化対策】 飯浦漁港海岸（益田市）



【海岸災害復旧】 三隅港海岸（浜田市）



写真- 1.6 海岸整備事業の事例

【侵食対策】 久手港海岸（大田市）



【侵食対策】 和木波子海岸（江津市）



【環境整備】 大社漁港海岸（出雲市）



写真- 1.7 海岸整備事業の事例（事業継続中）

第3章 沿岸の長期的なあり方

3-1 防護面からの基本方針

3-1-1 防護面の基本方針

(1) 地域を守る安全な海岸の整備

① 高潮（越波含む）への対応

島根沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策など、防災機能の向上を図っていくものとする。

なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常箇所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。

浜田漁港海岸（浜田市）



小伊津海岸（出雲市）



三隅港海岸（浜田市）



益田港海岸（益田市）



写真- 1.8 越波状況と高潮・波浪による施設被害の事例

木部漁港海岸（益田市）



写真- 1.9 高潮による浸水被害の事例



写真- 1.10 面的防護による越波対策事例：和木波子海岸（江津市）

② 海岸侵食への対応

侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。

島根沿岸における総合的土砂管理の新たな取り組み事例として、平成27年10月に策定した「^{その}蘭の長浜」土砂管理計画が挙げられる。この計画は、出雲市の大社漁港海岸から岐久海岸を一連の流砂系と捉え、養浜を中心とした砂浜の保全を計画したものである。



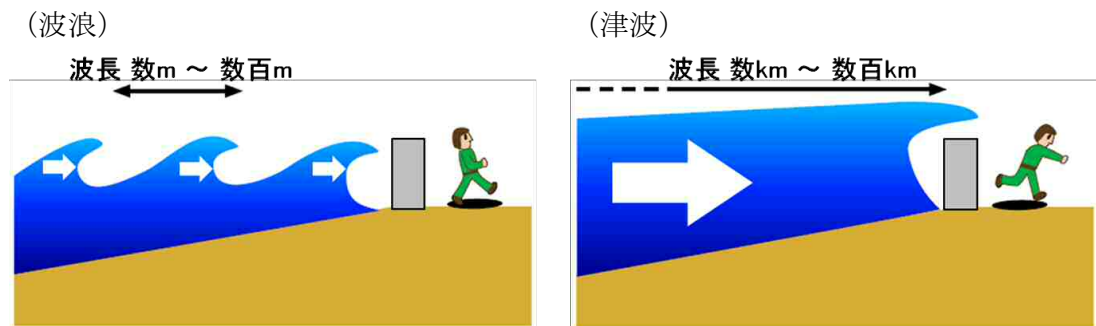
図- 1.3 「蘭の長浜」土砂管理計画、平成27年10月策定

③ 地震・津波への対応

住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。

発生頻度の高い津波（以下、レベル 1 津波と呼ぶ）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。

その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、（緊急時の避難体制や情報管理等の）ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。また、津波は高潮（波浪含む）よりも波長が長く施設に作用する水の圧力（エネルギー）も大きくなる傾向にある。そのため、仮に高潮外力で決まった施設高がレベル 1 津波による設計津波高より高いとしても、津波作用時の既存施設の安定性（健全性）を保証するものではないことに注意する必要がある。さらに、近海で生じる地震等、震度の大きな地震が発生した際の施設の安定性も事前に調査し、必要に応じて耐震補強対策を実施しておくことも重要となる。



出典) 気象庁:「波浪と津波の違い」

図- 1.4 波浪と津波のイメージ

発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル 2 津波に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が設計外力を超えて海岸堤防等を越流した場合でも、施設が破壊・倒壊するまでの時間（つまり、住民等の避難可能時間）を少しでも長くし、施設の減災効果が発揮できる粘り強い構造上の工夫も検討する。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。

島根県の総合的津波対策の基本方針

- ・発生頻度の高いレベル1津波への対応
- ➡現況堤防高が設計津波高(水位)より低い海岸を中心に、ハード対策の必要性を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図る
- ・甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2津波への対応
- ➡住民の避難対応力強化を軸としたソフト対策を実施

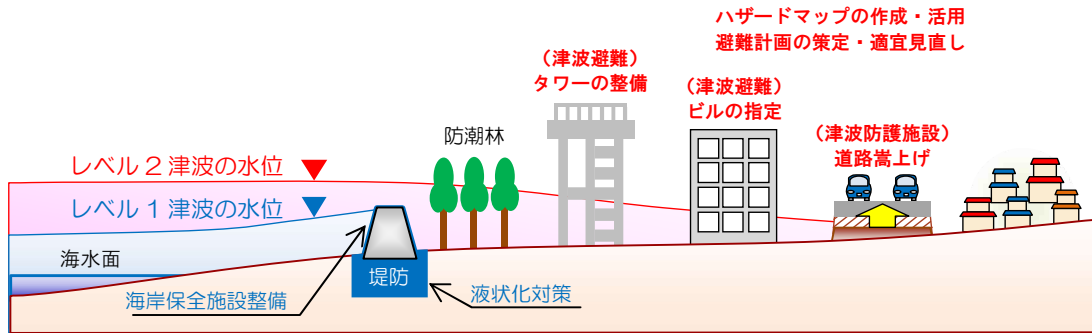


図- 1.5 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ

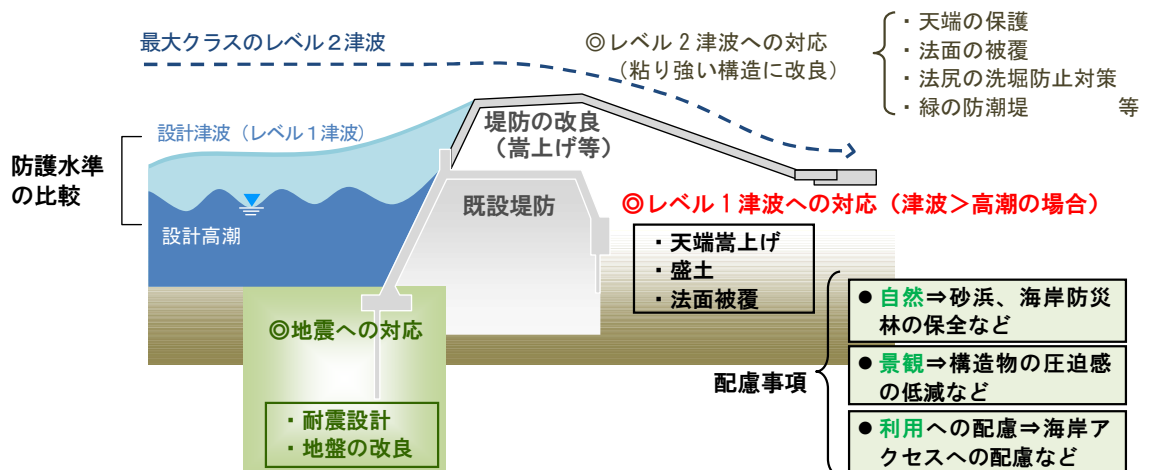


図- 1.6 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ

④ 施設の整備にあたっての留意事項

背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

⑤ 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築

水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。

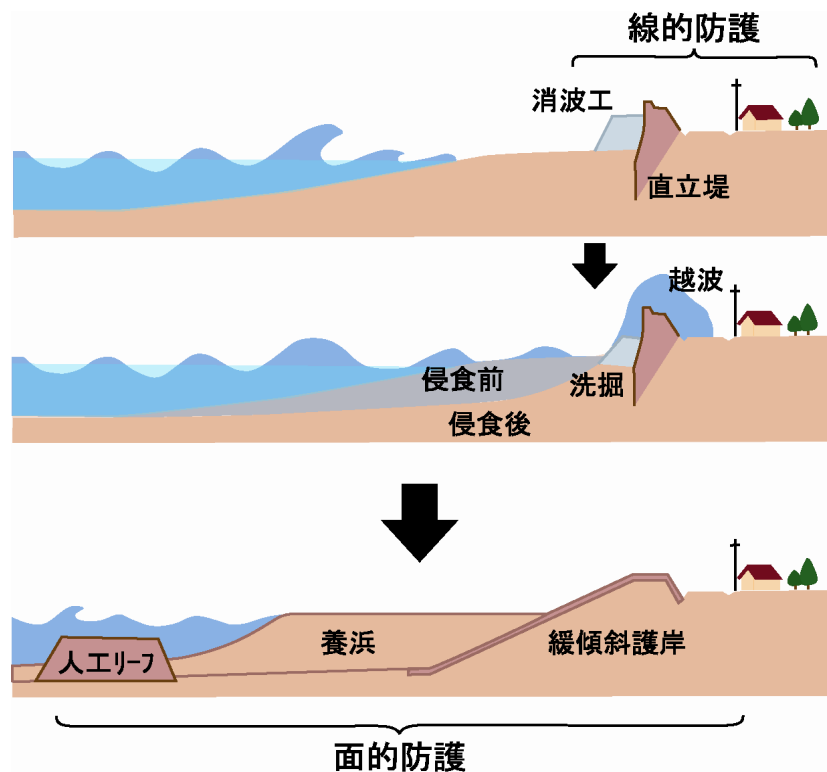
- A) 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上
- B) H27年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練

ここで、台風や地震・津波時の水門・陸閘等の施設操作は、高齢者を含む地元住民に委託している場合もある。そのため、現場作業員に対する配慮として、水門・陸閘等の開閉点検や施設操作が短時間で簡潔にできるような構造上の工夫も推進していく。

⑥ 面的防護方式による環境・景観・利用への配慮

島根半島については、豊かな自然環境や景観を有し、大山隠岐国立公園に指定されている地区もある。また、ポケット的に存在する砂浜の多くは海水浴場として利用されている。県中央部から西部にかけては、砂浜海岸が多数存在し、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式^{※1}を採用するほか、人工岩、人工リーフ^{※2}、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。

また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。



※1 面的防護方式：護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また、海岸とのふれあいの場を創出することもできる。

※2 人工リーフ：人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場にもなる。また、水没構造であるため景観を損なうことがない。

図- 1.7 面的防護方式

3-1-2 防護面の目標

(1) 防護すべき地域の設定

防護すべき地域は、海岸保全施設を新設または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や、現在進行中の砂浜侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

(2) 防護水準の設定

① 高潮（越波含む）

過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。

➡ 本計画では「設計高潮高」と呼ぶ

② 津波

発生頻度の高いレベル 1 津波が沿岸に到達した際の設計津波水位を防護水準とする。

➡ 本計画では「設計津波高」と呼ぶ

③ 侵食

基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。

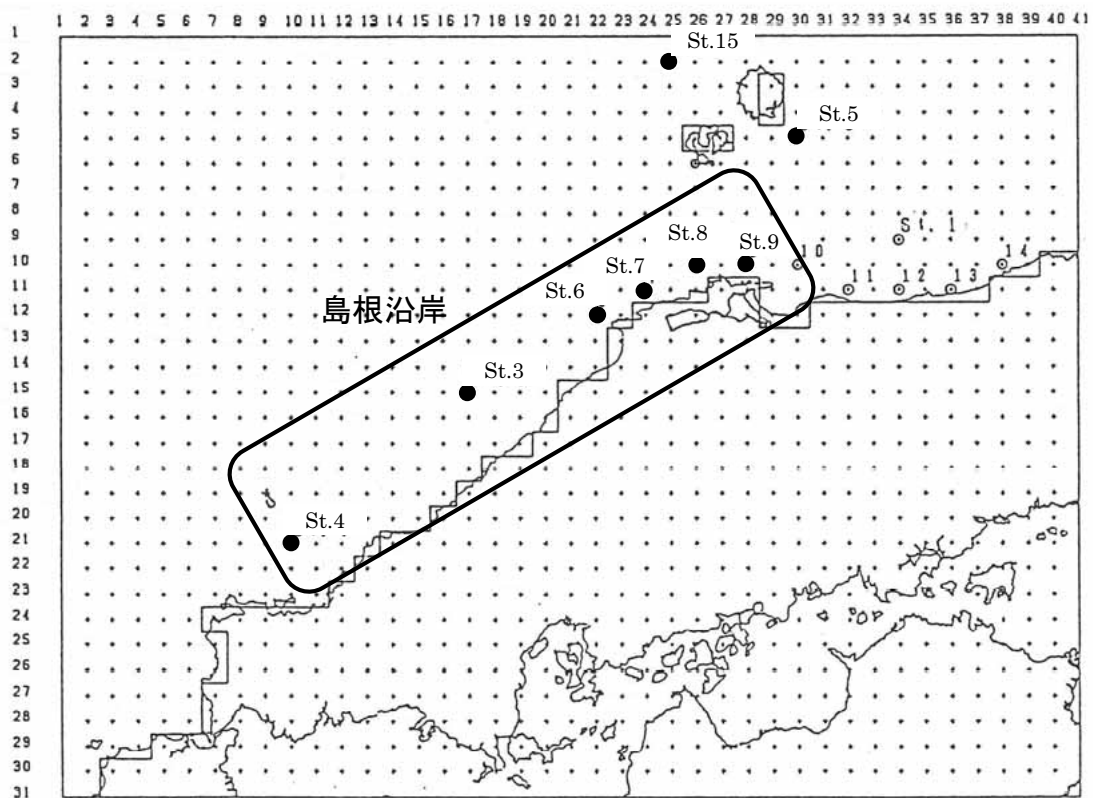
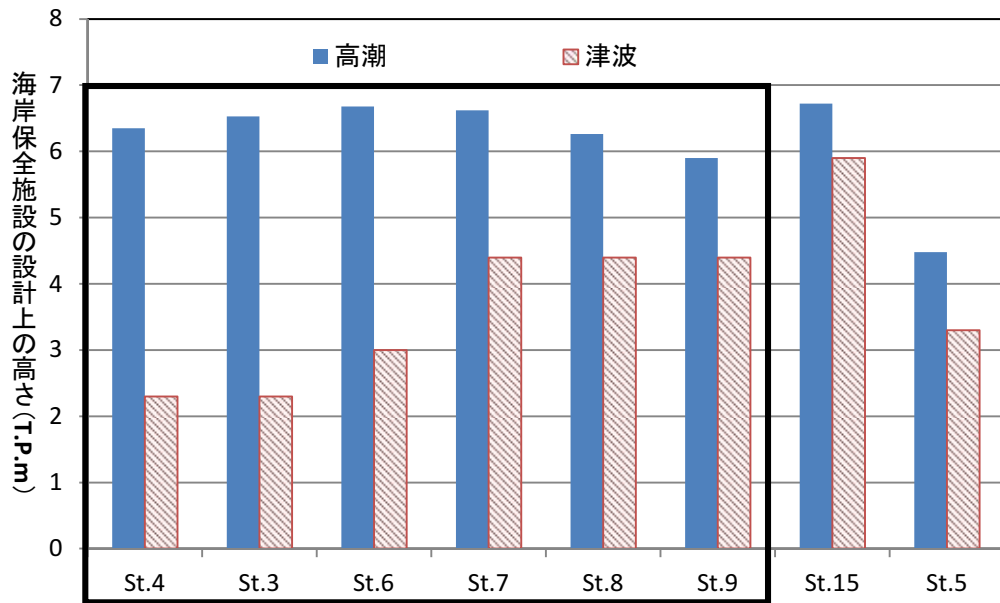
越波の様子（益田市）



侵食の様子（益田市）



次頁に示すとおり、新たに算定した「設計津波高」、現況施設の設計外力である「設計高潮高」を概略比較すると、県全体の傾向として「津波<高潮」となっていることから、引き続き高潮および海岸侵食に対する対策を優先的に推進していく。ただし、現況施設高が設計津波高より低い海岸も一部存在するため、地域の実情を踏まえて高潮・海岸侵食対策を中心とした海岸整備を進めて行く必要がある。



設計高潮高：海岸の設計波高・周期^{※1}に対し、技術基準^{※2}に従って算出した波の打ち上げ高
設計津波高：比較地点が含まれる海岸線の設計津波水位の最大値

※1) (財) 漁港漁村建設技術研究所：日本海（山陰沿岸）沖波調査報告書、平成 4 年 3 月

※2) 海岸保全施設技術研究会：海岸保全施設の技術上の基準・同解説、平成 16 年 6 月

図- 1.8 設計高潮高と設計津波高の比較

下表に示すとおり、島根沿岸は設計津波高よりも既存施設高が1m[※](次頁参照)以上低い海岸が約2%存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げ等の対策が必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

表- 1.2 設計津波高に対し、既設施設高が1m以上低い海岸の割合

	全海岸数	該当海岸数	全海岸に占める該当海岸の割合
島根沿岸	146	3	2.1%
隠岐沿岸(島後)	38	6	15.8%
隠岐沿岸(島前)	39	7	17.9%

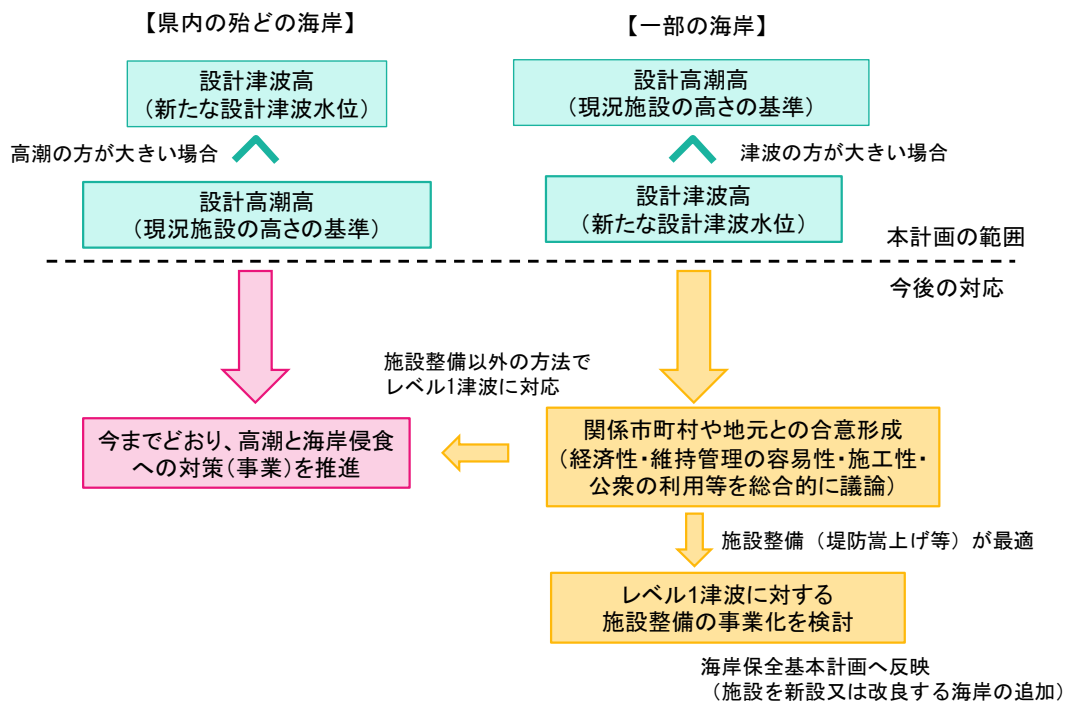
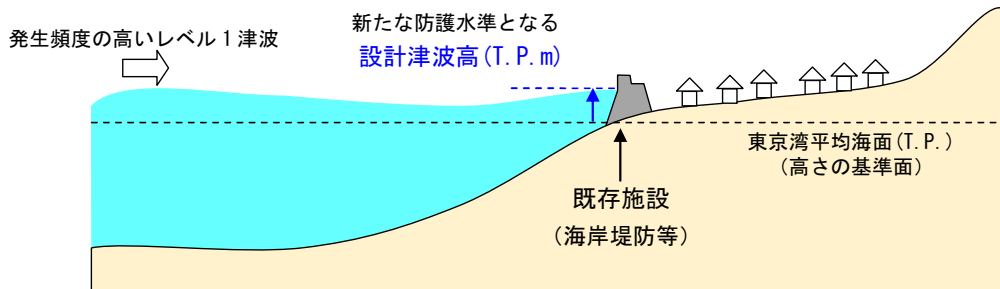


図- 1.9 新たに設定された設計津波高を踏まえた海岸保全施設整備の考え方

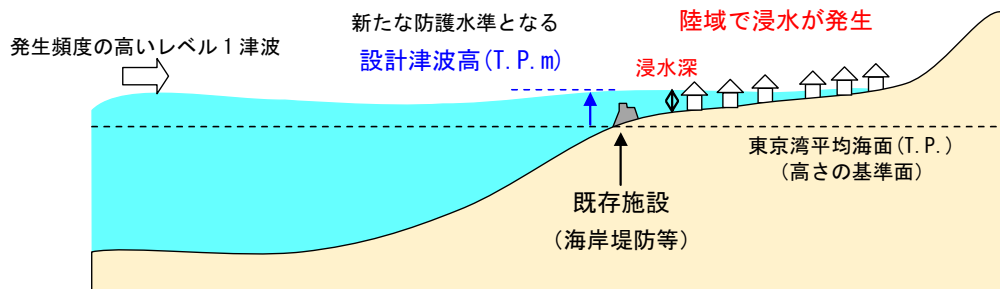
※【参考：既存施設の高さが設計津波高（水位）より1m以上低い海岸とは？】

2011年の東北地方太平洋沖地震津波では非常に多くの建物等の被害が発生した。内閣府が整理した資料によると、津波が海岸堤防を越流するなどして陸域に進入した場合、地盤からの浸水深が1mを超えると全壊する建物が急激に増えることが分かっている。すなわち、既存施設の高さが設計津波高よりも1m以上低い場所においては、背後地の浸水による建物被害リスクが高いと考えられる。

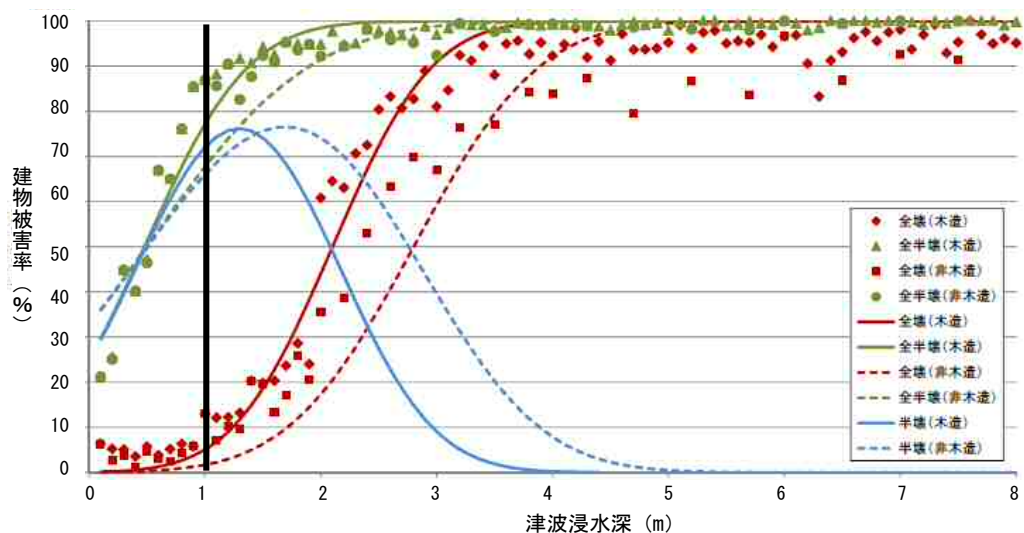
【既存施設が津波より高い場合】



【既存施設が津波より低い場合】



津波越流と浸水深のイメージ



出典) 内閣府：南海トラフ巨大地震の被害想定（第1次報告）、平成24年8月に加筆

図- 1.10 津波の浸水深と建物被害率の関係（人口集中地区以外）

3-2 環境面からの基本方針

(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全

海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。

当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。環境省によると、島根半島沿岸東部や日御碕・十六島周辺は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている※（次頁参照）。

また、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種Ⅰ類とされているハヤブサが生息している他、笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、浅利黒松海岸砂丘植生、三隅海岸クロマツ林、飯ノ浦海岸植生など多くの特定植物群落が分布している。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域が指定されている他、大田市の琴ヶ浜海岸は日本でも屈指の鳴り砂海岸として知られている。

こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。



絶滅危惧種Ⅰ類：ハヤブサ

写真- 1.11 絶滅危惧種



琴ヶ浜海岸（大田市）

写真- 1.12 日本屈指の鳴り砂海岸

※【参考：生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省指定）】

海域指定の概要

生物多様性条約（CBD）の国際条約を受けた生物多様性国家戦略 2012－2020 を踏まえ、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学のおよび生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものの。

学識経験者から構成される検討会を設置して平成 23 年度からの 3 年間にわたる検討の結果、沿岸域で 270 ヶ所、沖合表層域で 20 カ所、沖合海底域で 31 か所が抽出されている。

島根沿岸の指定海域の特徴

下表のとおり島根半島の 2 カ所が指定されている。

指定No.	沿岸域 16101	沿岸域 16001	
海域名	島根半島沿岸東部	日御碕・十六島周辺	
該当市区町村	松江市	出雲市	
面積	83km ²	50km ²	
特徴	佐陀川から七類湾までの海域で、入り組んだリアス式海岸の地形と多くの湾、島がある。 日本海の荒波によって浸食された海食崖や沈水海岸が連続する特徴的な海域である。 また、複数種の鳥類、魚類、頭足類などの産卵場が含まれる。	日御碕周辺の経島（ふみしま）にはウミネコの繁殖地があり、天然記念物になっている。 十六島町の海岸周辺にはウップルイノリが生息し、ガラモ場が広がる特徴ある海域である。	
環境情報	干潟	※1	※1
	藻場	29.0km ²	4.2km ²
	自然海岸の長さ	182.4km	43.1km
	自然海岸の占める割合	78.5%	82.3%
	砂堆	※1	※1
代表的な生物情報	維管束植物	ウラギク オオクグ	※2
	藻類	※2	※2
	鳥類	アマツバメ イソヨドリ ウミネコ ミサゴ	ハヤブサ ミサゴ
	魚類	アカアマダイ ウナギ カマキリ タチウオ ヒラスズキ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ	アカアマダイ カタクチイワシ カマキリ タチウオ ブリ マアジ マイワシ ミミズハゼ
	貝類	ヤマトシジミ	※2
	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ マダコ ヤリイカ	ケンサキイカ スルメイカ マダコ
	天然記念物	該当なし	経島ウミネコ繁殖地

※1) 環境省の調査で存在が確認されなかったもの

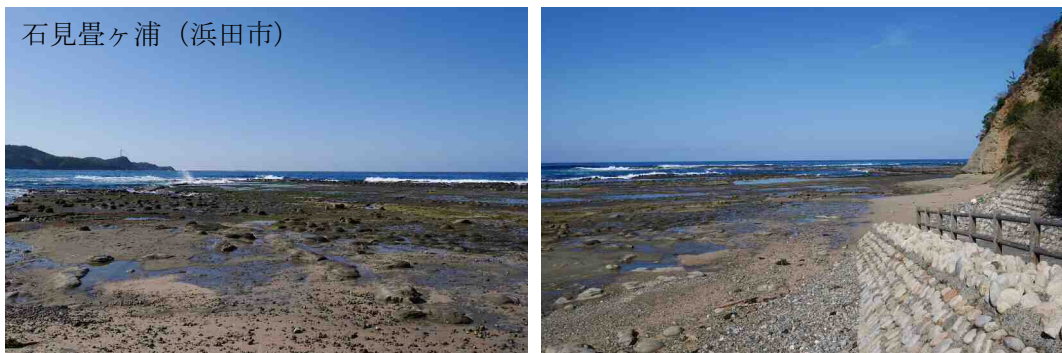
※2) 他の種を用いて海域指定の妥当性を判定しているもの（存在しないということではない）

(2) 優れた海岸景観との調和

海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。

当沿岸では、島根半島の一部が大山隠岐国立公園に指定され、浜田市には浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見畳ヶ浦といった景勝地が存在する。当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成28年7月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト(環境省)の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。

対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。



石見畳ヶ浦 (浜田市)

写真- 1.13 島根沿岸の景勝地の一例

(3) 環境保全への適切な対応

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。島根県では、「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成25年3月に策定し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。

(4) 保全活動の支援

自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を平成 21 年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。

下図に示すとおり、H21 年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数（団体）と実績人数（団体）に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。

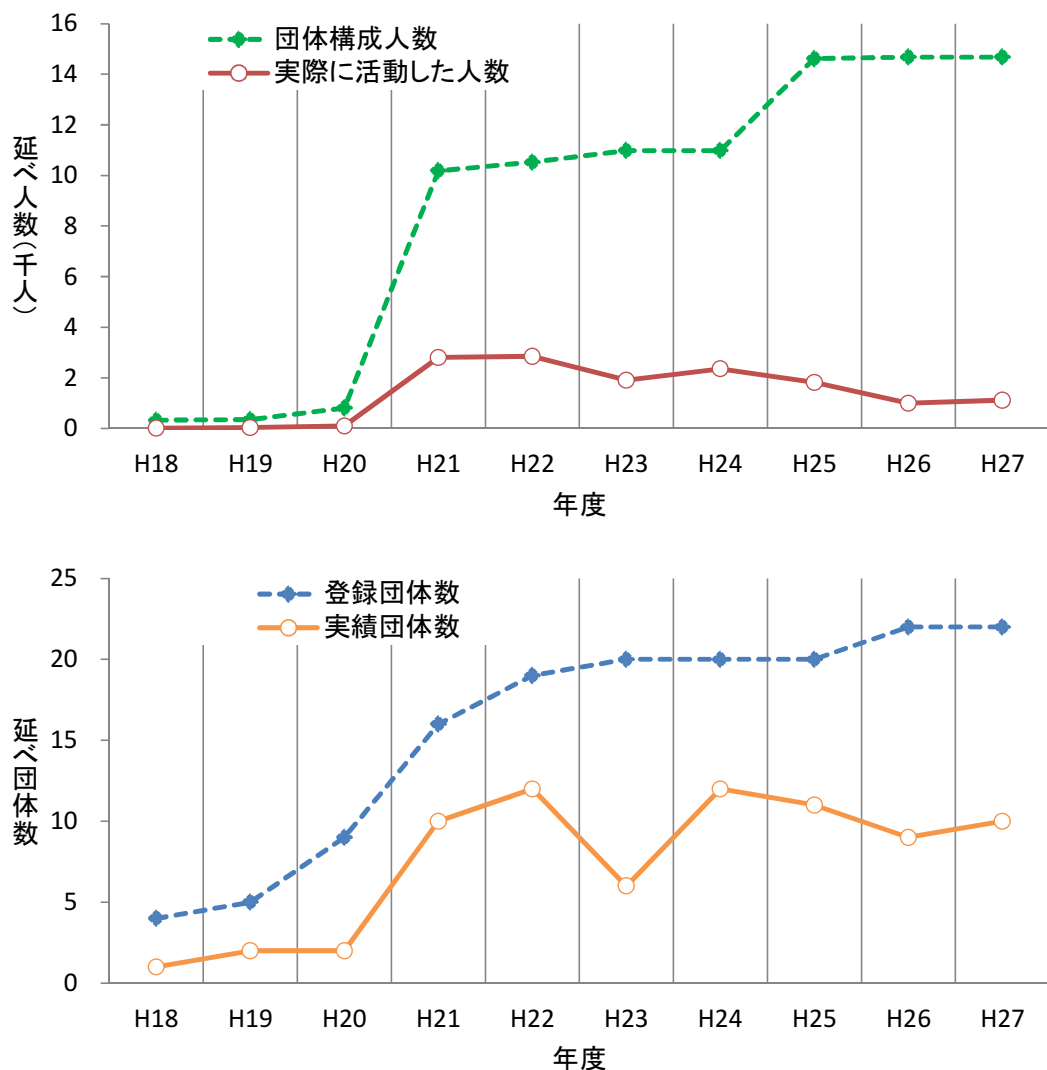


図- 1.1 1 海岸保全活動に携わる団体および人の推移（県全体）

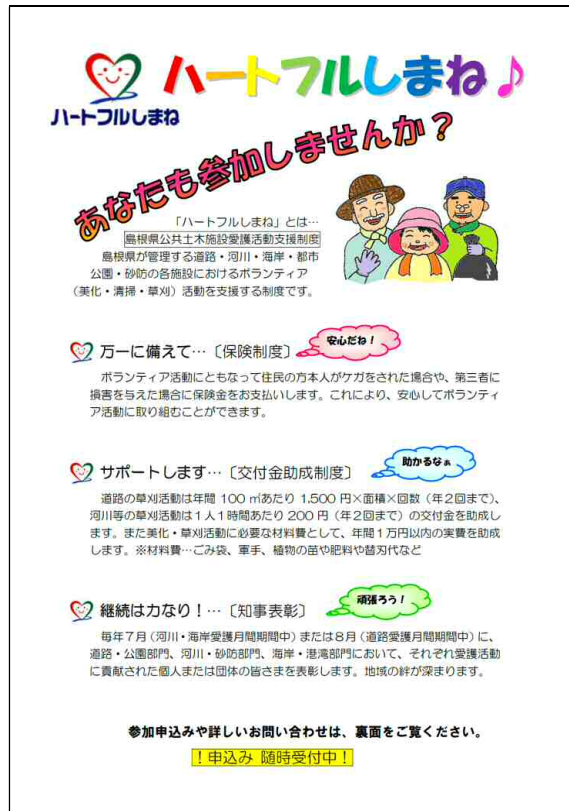


図- 1.12 ハートフルしまねの紹介パンフレット

ハートフルしまねの海岸清掃活動
外園海岸 (出雲市)、H27年9月



地元高校等によるハマボウフウ定植活動
外園海岸 (出雲市)、H24年6月



写真- 1.14 海岸保全活動の事例

島根沿岸には、大山隠岐国立公園を始め、浜田海岸県立自然公園があり、その他にも美しい自然景観や貴重な動植物の生息地が数多く存在する。「しまねの自然お宝 MAP」によると、島根沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。

また、須津漁港海岸（浜田市）と土田漁港海岸（益田市）の間に位置する鎌手地区においては、「唐音水仙公園」が有名である。地域住民によって植えられた 200 万球を超える日本水仙を見ることができ、国の天然記念物「唐音の蛇岩」と共に名所となっている。2006 年にはしまね景観賞（大賞）を受賞しており、地域住民による保全活動が成功した事例として挙げられる。

表- 1.3 自然環境の価値が高い地域や場所（島根沿岸、その1）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	国立公園	国定公園	自然公園	都立公園	市立公園	保全自然環境	「みんなで守る郷土の自然」選定地域	「みんなでつくる身近な自然観察路」選定地域	海食地形希少な地形、地質		
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	境港管理組合	大山隠岐（島根半島東部）										
2		海崎港海岸	かいざき	港湾局	市									みほの岬自然観察路		
3		五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県											
4		美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県											
5		才港海岸	さい	港湾局	市											
6		軽尾港海岸	かるび	港湾局	市											
7		雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市											
8		諸喰港海岸	もろくい	港湾局	市											
9		法田港海岸	ほうだ	港湾局	市											
10		七類港海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県											
11		七類港海岸(猿渡地区)	しちるい さるわたり	港湾局	県											
12		惣津港海岸	そうず	港湾局	市											
13		惣津海岸	そうず	水国局	県										惣津海岸磯の観察地	
14		美保関海岸(笹子地区)	みほのせき ささこ	農振局	県											
15		笹子港海岸	ささこ	港湾局	市											
16		片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市											
17		美保関海岸(立花地区)	みほのせき たちはな	農振局	県											
18		菅浦港海岸	すげうら	港湾局	市											
19		美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県											
20		美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県											
21		稲積漁港海岸	いなづみ	水産庁	市											
22		北浦海岸	きたうら	水国局	県											
23		千酌港海岸	ちくみ	港湾局	市											
24		美保関海岸(千酌地区)	みほのせき ちくみ	農振局	県											
25		笠浦漁港海岸	かさうら	水産庁	県											
26		笠浦港海岸	かさうら	港湾局	市											
27		野井漁港海岸	のい	水産庁	市											
28		島根海岸(向前地区)	しまね むこうまえ	農振局	県											
29		瀬崎漁港海岸	せざき	水産庁	県											
30	島根海岸(小バセ地区)	しまね こばせ	農振局	県												
31	沖泊漁港海岸	おきどまり	水産庁	市										多古のセツ穴		
32	多古漁港海岸	たこ	水産庁	市												
33	野波<小波>漁港海岸	のなみ<こなみ>	水産庁	市												
34	野波漁港海岸	のなみ	水産庁	市												
35	佐波港海岸	さなみ	港湾局	市												
36	島根海岸(田島地区)	しまね たじま	農振局	県												
37	加賀漁港海岸	かか	水産庁	県										加賀旧潜戸		
38	加賀西海岸	かがにし	水国局	県												
39	大芦漁港海岸	おわし	水産庁	市												
40	島根海岸(須々海地区)	しまね すすみ	農振局	県												
41	御津漁港海岸	みつ	水産庁	県												
42	恵曇漁港海岸	えとも	水産庁	県												
43	秋鹿北港海岸	あいかきた	港湾局	市												
44	魚瀬漁港海岸	おのぜ	水産庁	市												
45	平田海岸(東地合第3地区)	ひらた ひがしちごうだいさん	農振局	県												
46	平田海岸(東地合地区)	ひらた ひがしちごう	農振局	県												
47	地合漁港海岸	ちごう	水産庁	市												
48	地合海岸	ちごう	水国局	県												
49	小伊津<坂浦>漁港海岸	こいづ<さかうら>	水産庁	県												
50	小伊津漁港海岸	こいづ	水産庁	県												
51	小伊津海岸	こいづ	水国局	県												
52	小伊津<三浦>漁港海岸	こいづ<みうら>	水産庁	県												
53	唯浦漁港海岸	ただうら	水産庁	市												
54	塩津海岸	しおつ	水国局	県												
55	塩津漁港海岸	しおつ	水産庁	市												
56	釜浦漁港海岸	かまうら	水産庁	市												
57	十六島海岸	うつぶるい	水国局	県												
58	十六島漁港海岸	うつぶるい	水産庁	県												
59	河下港海岸(西田地区)	かわしも にしだ	港湾局	県												
60	河下港海岸(垂水地区)	かわしも たるみ	港湾局	県												
61	猪目漁港海岸	いのめ	水産庁	市										猪目洞窟		
62	猪目海岸	いのめ	水国局	県												
63	鶴峠漁港海岸	うど	水産庁	市												
64	鷺浦漁港海岸	さぎうら	水産庁	市								八千代川カジガエル生息地				
65	宇龍漁港海岸	うりゅう	水産庁	県								日御碕カスミサンショウウオ生息地		日御碕、経島		
66	黒田港海岸	くろだ	港湾局	市												
67	中山港海岸	なかやま	港湾局	市												
68	二俣港海岸	ふたまた	港湾局	市												
69	大社漁港海岸	たいしゃ	水産庁	県												
70	湊原海岸	みなとばら	水国局	県												
71	外園海岸	そとぞの	水国局	県								長浜海岸(蘭の長浜)				
72	湖陵漁港海岸	こりょう	水産庁	県												
73	湖陵海岸(西浜地区)	こりょう にしはま	農振局	県												
74	西浜海岸	にしはま	水国局	県												
75	岐久海岸	きく	水国局	県												
76	小田東港海岸	おだひがし	港湾局	市												
77	田儀海岸	たぎ	水国局	県												
78	小田漁港海岸	おだ	水産庁	市												
79	田儀港海岸	たぎ	港湾局	県												

資料) 島根県自然環境課：しまねの自然お宝 MAP より作成

表- 1.4 自然環境の価値が高い地域や場所（島根沿岸、その2）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	国立公園	国定公園	自然公園 県立	都市公園 県立	保全自然 地環境	「みんなで守る郷土の自然」 選定地域	「みんなでつくる身近な自然観察路」 選定地域	海食地形 希少な 地形、地質	
80	大田市	島津屋港海岸	しまづや	港湾局	市									
81		山谷港海岸	やまたに	港湾局	市									
82		灘山港海岸	なだやま	港湾局	市									
83		波根東漁港海岸	はねひがし	水産庁	市									
84		柳瀬漁港海岸	やなせ	水産庁	市									
85		久手港海岸	くて	港湾局	県									波根西の珪化木、掛戸松島
86		鳥井漁港海岸	とりい	水産庁	市									
87		和江漁港海岸(和江地区)	わえ わえ	水産庁	県							近藤ヶ浜ハマナス自生地		
88		魚津港海岸	うおづ	港湾局	市							近藤ヶ浜ハマナス自生地		静之窟
89		逢浜海岸	おおはま	水国局	県									
90		大浦海岸	おうら	水国局	県									
91		和江漁港海岸(五十猛地区)	わえ いそたけ	水産庁	県									
92		宅野港海岸	たくの	港湾局	県									
93		仁万漁港海岸	にま	水産庁	県									
94		仁磨海岸(坂灘地区)	にま さかなだ	農振局	県									
95		網屋港海岸	あみや	港湾局	市									
96		仁磨海岸(馬路地区)	にま まじ	農振局	県									
97		琴ヶ浜海岸	ことがはま	水国局	県							琴ヶ浜の鳴り砂		
98		舟津港海岸	ふなづ	港湾局	市									
99		仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	県									
100		仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	市									
101		友漁港海岸	とも	水産庁	市									
102		神畑海岸	かんばた	水国局	県									
103		仁磨海岸(馬路塩谷ヶ迫地区)	にま まじしおやがさこ	農振局	県									
104		湯里漁港海岸	ゆさと	水産庁	市									
105		日祖漁港海岸	ひそ	水産庁	市									
106		温泉津漁港海岸	ゆのつ	水産庁	県									
107		温泉津港海岸	ゆのつ	港湾局	県									
108		湯戸漁港海岸	ゆと	水産庁	市									
109		福光海岸	ふくみつ	水国局	県									
110		今浦海岸	いまうら	水国局	県									
111		今浦(福浦)漁港海岸	いまうら(ふくうら)	水産庁	市									
112	吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市										
113	黒松漁港海岸	くろまつ	水産庁	県										
114	浅利漁港海岸	あさり	水産庁	市										
115	塩田海岸	しおだ	水国局	県										
116	江津港海岸	ごうづ	港湾局	県										
117	和木波子海岸	わきはし	水国局	県										
118	波子漁港海岸	はし	水産庁	市										
119	向の浜海岸	むかいのはま	水国局	県										
120	国分久代海岸	こくぶくしろ	水国局	県										
121	唐鐘漁港海岸	とうがね	水産庁	県									赤鼻、畳ヶ浦	
122	生湯港海岸	うぶゆ	港湾局	市									浜田海岸(海食地形)	
123	浜田漁港海岸	はまだ	水産庁	県									浜田海岸(海食地形)、馬島	
124	浜田港海岸(長浜熱田地区)	はまだ ながはまあつた	港湾局	県										
125	浜田港海岸(日脚地区)	はまだ(ひなし)	港湾局	県										
126	津摩漁港海岸	つま	水産庁	市										
127	青口海岸	あおぐち	水国局	県										
128	折居漁港海岸	おりい	水産庁	市										
129	吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市										
130	今浦(大麻)漁港海岸	いまうら(たいま)	水産庁	市										
131	福浦漁港海岸	ふくうら	水産庁	市										
132	古湊漁港海岸	ふるみなと	水産庁	市										
133	三隅港海岸(湊浦(1)地区)	みすみ みなとうら	港湾局	県										
134	三隅港海岸(湊浦(2)地区)	みすみ みなとうら	港湾局	県										
135	三隅港海岸(湊浦港)	みすみ みなとうらこう	港湾局	県										
136	須津漁港海岸	すづ	水産庁	県										
137	土田漁港海岸	つちだ	水産庁	市										
138	大浜漁港海岸	おおはま	水産庁	県										
139	木部漁港海岸	きべ	水産庁	市										
140	津田漁港海岸	つだ	水産庁	市										
141	遠田港海岸	とおだ	港湾局	市										
142	遠田海岸	とおだ	水国局	県										
143	中須海岸	なかず	水国局	県										
144	益田港海岸(中の島地区)	ますだ なかのしま	港湾局	県										
145	益田港海岸(高津地区)	ますだ たかつ	港湾局	県										
146	持石港海岸	もちいし	港湾局	市										
147	持石海岸	もちいし	水国局	県										
148	喜阿弥海岸	きあみ	水国局	県										
149	喜阿弥港海岸	きあみ	港湾局	市										
150	小浜海岸	こはま	水国局	県										
151	小浜漁港海岸	こはま	水産庁	市										
152	飯浦漁港海岸	いひのうら	水産庁	県										

資料) 島根県自然環境課：しまねの自然お宝 MAP より作成

(5) 調査の実施

海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。

(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全

前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。

【国】

- ・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24年」
- ・環境基本法に基づく「環境基本計画、H24年」

【島根県】

- ・島根県環境基本計画、H23年3月
- ・島根県海岸漂着物対策推進地域計画、H25年3月

【市町村】

- ・市町村の景観条例に基づく「景観計画」

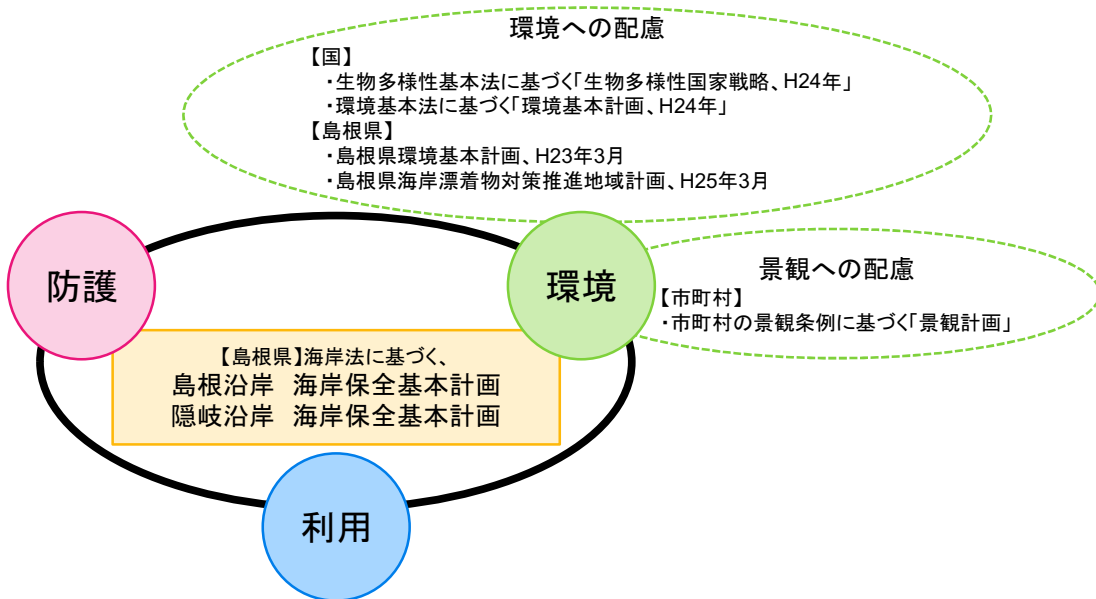


図- 1.13 本計画と環境に関する他の計画との関連図

3-3 利用面からの基本方針

(1) 多様なニーズに対応した海岸づくり

海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多
種・多様な利用がなされている。

特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて海岸
の利用増進に役立つ施設（水辺へ近づきやすい階段護岸、砂浜、植栽等）や飛砂防
止施設の整備を推進する。

その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮し
た海岸づくり※（次頁参照）を推進する。

また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、
各自治体や地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した
磯浜などの保全に配慮していく。



写真- 1.15 多様な海岸利用の事例

※【参考：ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりとは】

概念

「ユニバーサルデザイン」は、より多くの人たちが利用しやすい施設や環境を整備する考え方であり、主に高齢者や障がい者を対象とした「バリアフリー」に代わる概念として提唱されたものである。また、“多くの方に使いやすいもの（環境）を作ろう”というユニバーサルデザインの思想には『心の優しさや思いやり』が根本にある。

海岸保全施設や環境整備における留意点

島根県においては、平成19年に「ユニバーサルデザイン推進指針」が策定されている。

海岸保全施設の整備においても、上記指針や取り組みを参考としつつ、可能な限りユニバーサルデザインに配慮していくことが重要である。

一方、例えば、優れた景観を有する海岸の保全や施設整備において、ユニバーサルデザインにこだわり過ぎて、防護を基本とした本来の目的やその魅力を著しく失うようなことになっては意味がない。

そのため、(周辺も含めた自然環境や利用形態などの) 海岸特性と施設整備の目的とを勘案し、地元住民や利用者の方々との合意形成を図ったうえで、可能な限りユニバーサルデザインの考え方に則った施設整備の実施が肝要となる。

海岸保全施設や環境整備における具体例

海岸利用者に対するユニバーサルデザイン配慮の具体例としては以下のものが挙げられる。

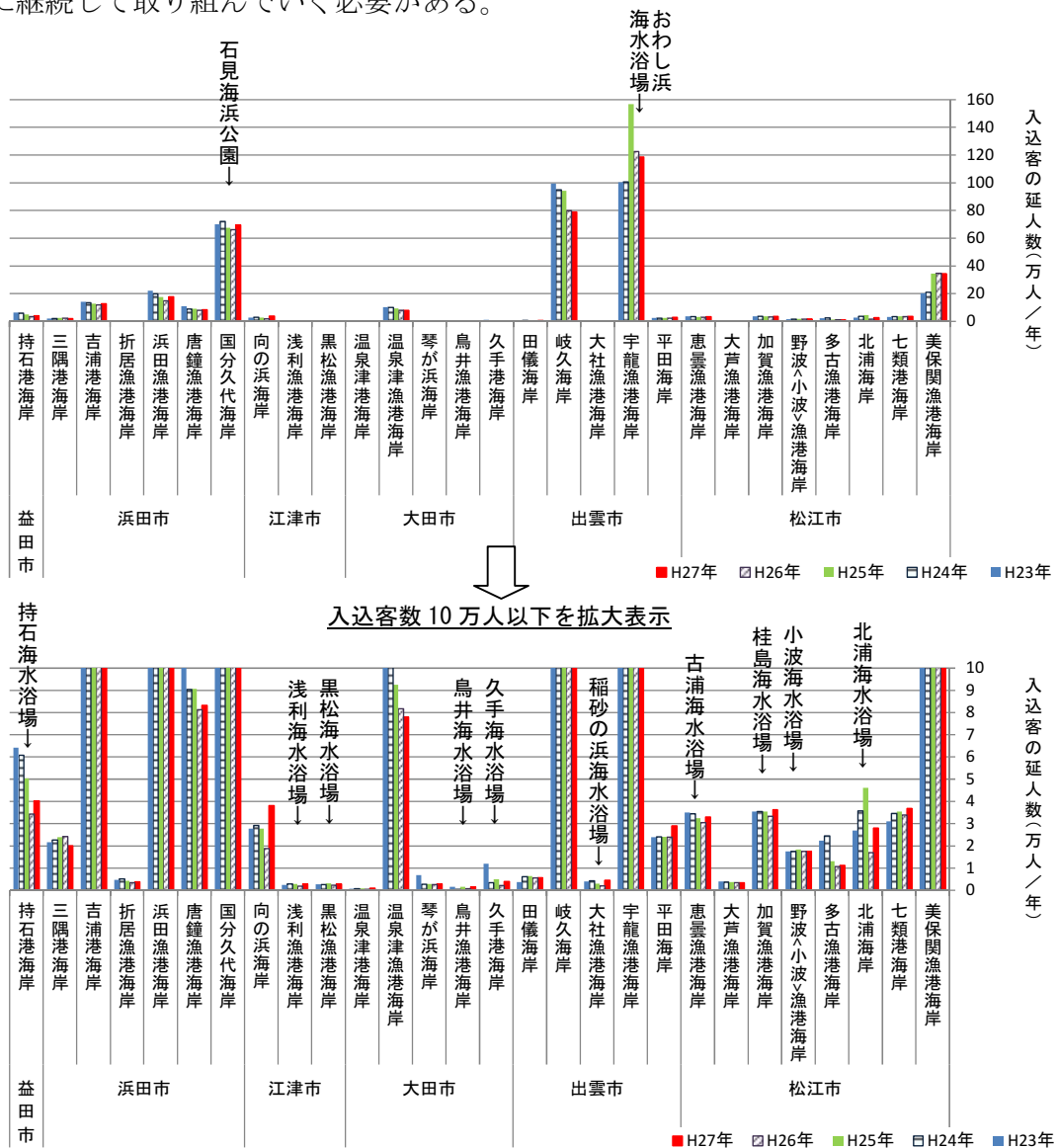
- (外国から来た方や子供達に配慮した) 海岸案内板や避難表示板
- (子供達の遊び場、環境学習の場にもなる) タイドプール※の併設
※干潮時に出現する潮だまり

以下は、「ユニバーサルデザイン」の考えのもとで「バリアフリー」に対応した事例

- (車いす利用者や高齢者が使い易い) 浜へのアクセス道
- (色覚障がいのある方に配慮した) 配色を採用した案内板や表示板
- (車いす利用者に配慮した) ビーチマットの敷設

海岸の観光利用の実態として、海岸別の観光入込客の延べ人数を以下に示す。

松江市の美保関漁港海岸（美保神社など）、出雲市の宇龍漁港海岸（日御崎など）と峠久海岸（道の駅キララ多岐など）、浜田市の国分久代海岸（石見海浜公園など）は20万人／年を超える観光入込客が利用している。一方、観光入込客が年間5万人以下の海岸が多数であり、地域の特性に応じた海岸利用を促す施設整備や維持管理に継続して取り組んでいく必要がある。



資料) 島根沿岸の全海岸のうち、観光動態調査（島根県観光振興課）の対象海岸※を整理

対象海岸内の海水浴場を併記

※) 以下の3つの要件を満たす場所および(公社)日本観光振興協会刊行「全国観光統計基準」による地点を追加
 ①非日常利用が多いこと、②入込客数が適切に把握できること、③前年の入込客数が年間1万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が5千人以上であること

図- 1.1 4 観光入込客の延べ人数（海岸別の集計結果）

(2) 安全で適正な海岸利用の確保

誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、(案内板等を含む) 海岸保全の関連施設に落書きする等の迷惑行為に対する取り締まりを強化する。

(3) 地域と連携した海岸愛護活動

現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりが海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。

例えば、日本有数の鳴り砂海岸として広く知られている大田市の琴ヶ浜海岸では、地元住民による浜の清掃活動が年間を通じて自発的に実施されており、地域に根付いた海岸保全の良い事例である。



写真- 1.16 海岸利用と海岸愛護活動の事例



写真- 1.17 市民団体との協働による海岸清掃活動の事例

3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

3-4-1 ゾーン区分

島根沿岸は、海岸線延長が約 559km と長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、島根沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性および住民意識の5つの特性に着目して整理を行った。以降に、その概要を示す。

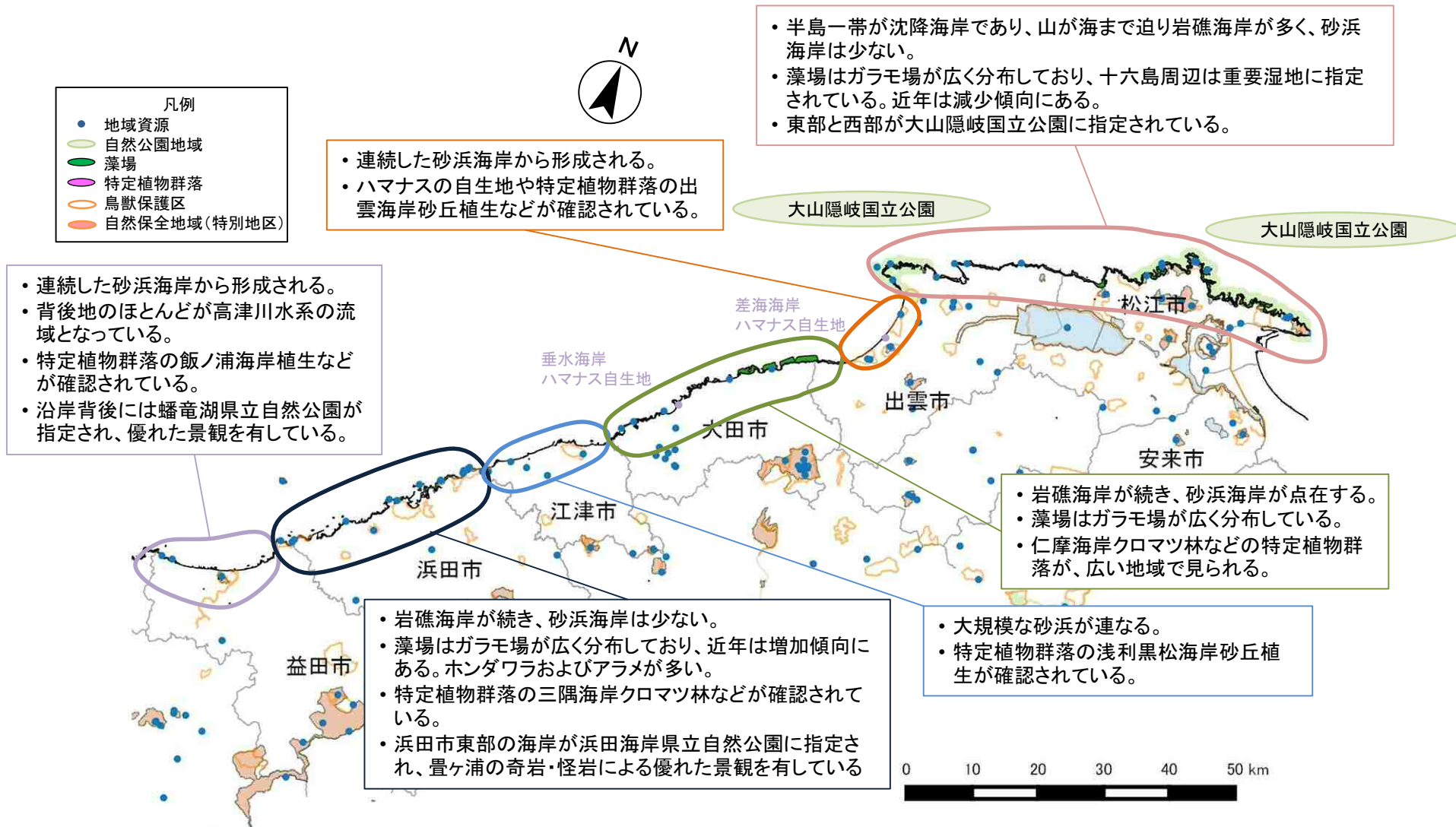
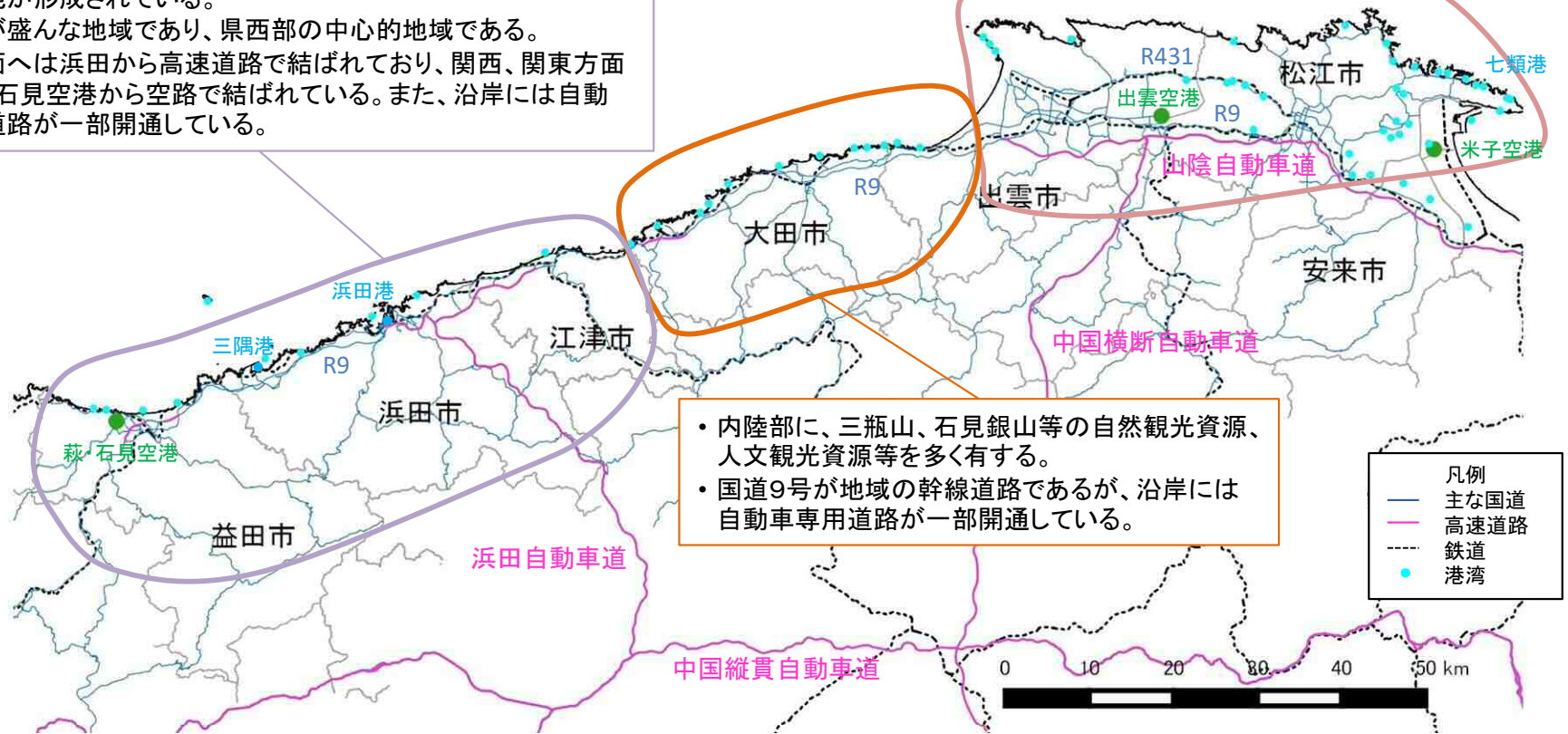


図- 1.15 自然環境特性の概要



- 山地が海岸まで迫る谷あい部に漁村集落が点在しており、水産業が盛んである。
- 内陸部は県下で最も人口が集中する地域であり、県内の行政・経済の中心である。
- 内陸部では国道9号が幹線道路である。また、当該地域では山陰自動車道が開通し、出雲から中国横断自動車道によって山陽方面と結ばれている。
- 出雲空港から各都市への空路、および東部の七瀬港から隠岐への海路が結ばれている。

- 国道9号が地域の幹線道路であり、国道および沿岸沿いに市街地や工業地が形成されている。
- 商工業が盛んな地域であり、県西部の中心的地域である。
- 山陽方面へは浜田から高速道路で結ばれており、関西、関東方面へは萩・石見空港から空路で結ばれている。また、沿岸には自動車専用道路が一部開通している。



- 内陸部に、三瓶山、石見銀山等の自然観光資源、人文観光資源等を多く有する。
- 国道9号が地域の幹線道路であるが、沿岸には自動車専用道路が一部開通している。

図- 1.16 社会環境特性の概要



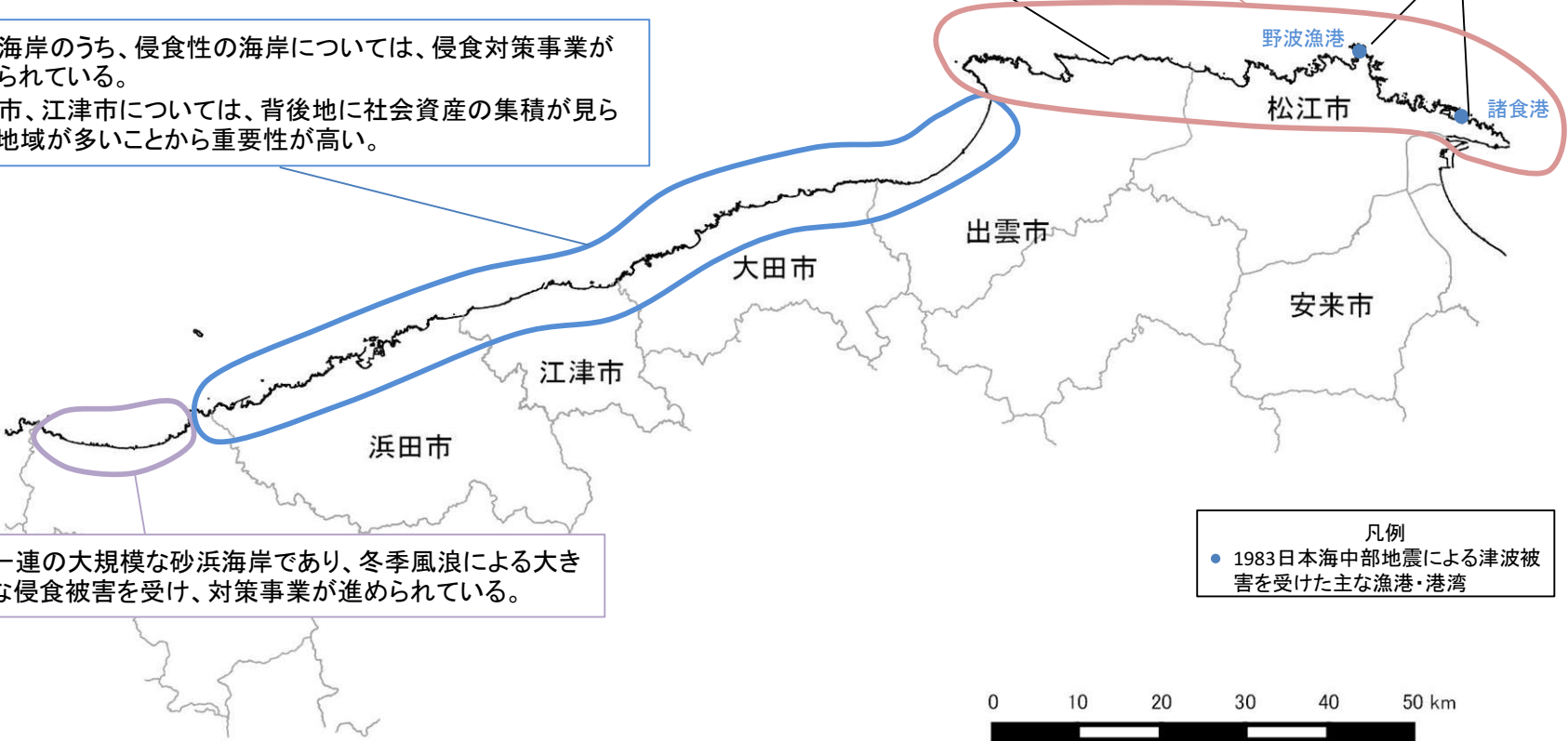
- 集落、農地において高潮(越波等)被害を受けている海岸については、高潮対策事業が進められている。
- 過去に津波による被害も受けている。

1983日本海中部地震の津波により、出雲市東部沿岸(釜浦町、小伊津町、坂浦町)で船舶の流出・損傷などの被害があった。

1983日本海中部地震の津波により諸喰港、野波(小波)漁港で護岸破壊や船舶の流出・損傷などの被害があった。

- 砂浜海岸のうち、侵食性の海岸については、侵食対策事業が進められている。
- 浜田市、江津市については、背後地に社会資産の集積が見られる地域が多いことから重要性が高い。

• 一連の大規模な砂浜海岸であり、冬季風浪による大きな侵食被害を受け、対策事業が進められている。



凡例
● 1983日本海中部地震による津波被害を受けた主な漁港・港湾

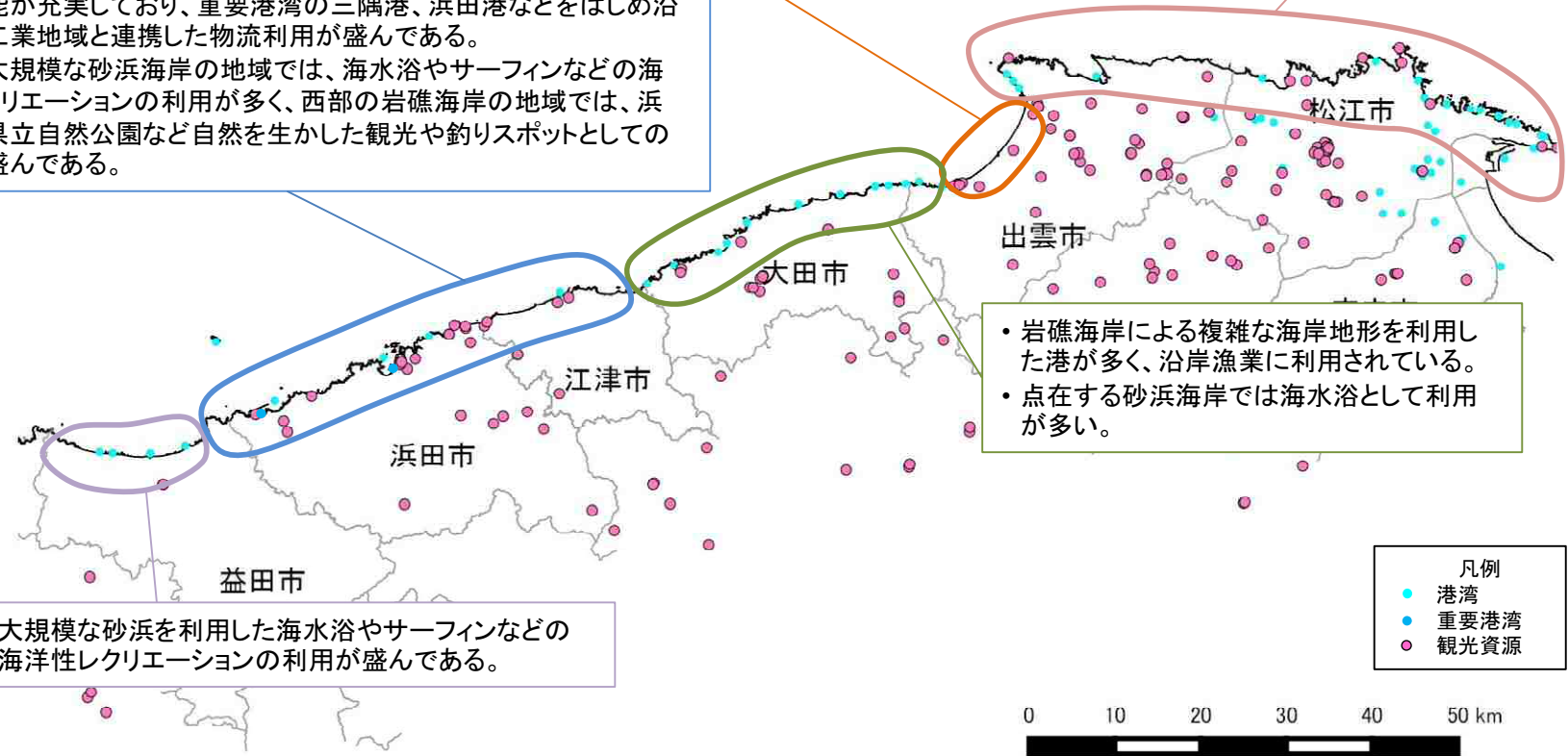
図- 1.17 海岸特性の概要



- 港湾機能が充実しており、重要港湾の三隅港、浜田港などをはじめ沿岸域の工業地域と連携した物流利用が盛んである。
- 東部の大規模な砂浜海岸の地域では、海水浴やサーフィンなどの海洋性レクリエーションの利用が多く、西部の岩礁海岸の地域では、浜田海岸県立自然公園など自然を生かした観光や釣りスポットとしての利用が盛んである。

- 砂浜海岸では海水浴利用が多い。
- 漁港、港湾は少ない。

- 漁港が連担する地域であり、沿岸漁業、養殖業ともに漁業利用が盛んである。
- ポケットビーチでの海水浴やスキューバダイビングなどの海洋性レクリエーション利用がある。
- 自然を生かした観光や釣り客の利用が多い。
- 東部の港と隠岐諸島を結ぶ定期航路が、隠岐諸島への物流利用の要となっている。



- 岩礁海岸による複雑な海岸地形を利用した港が多く、沿岸漁業に利用されている。
- 点在する砂浜海岸では海水浴として利用が多い。

- 大規模な砂浜を利用した海水浴やサーフィンなどの海洋性レクリエーションの利用が盛んである。

図- 1.1 8 利用特性の概要

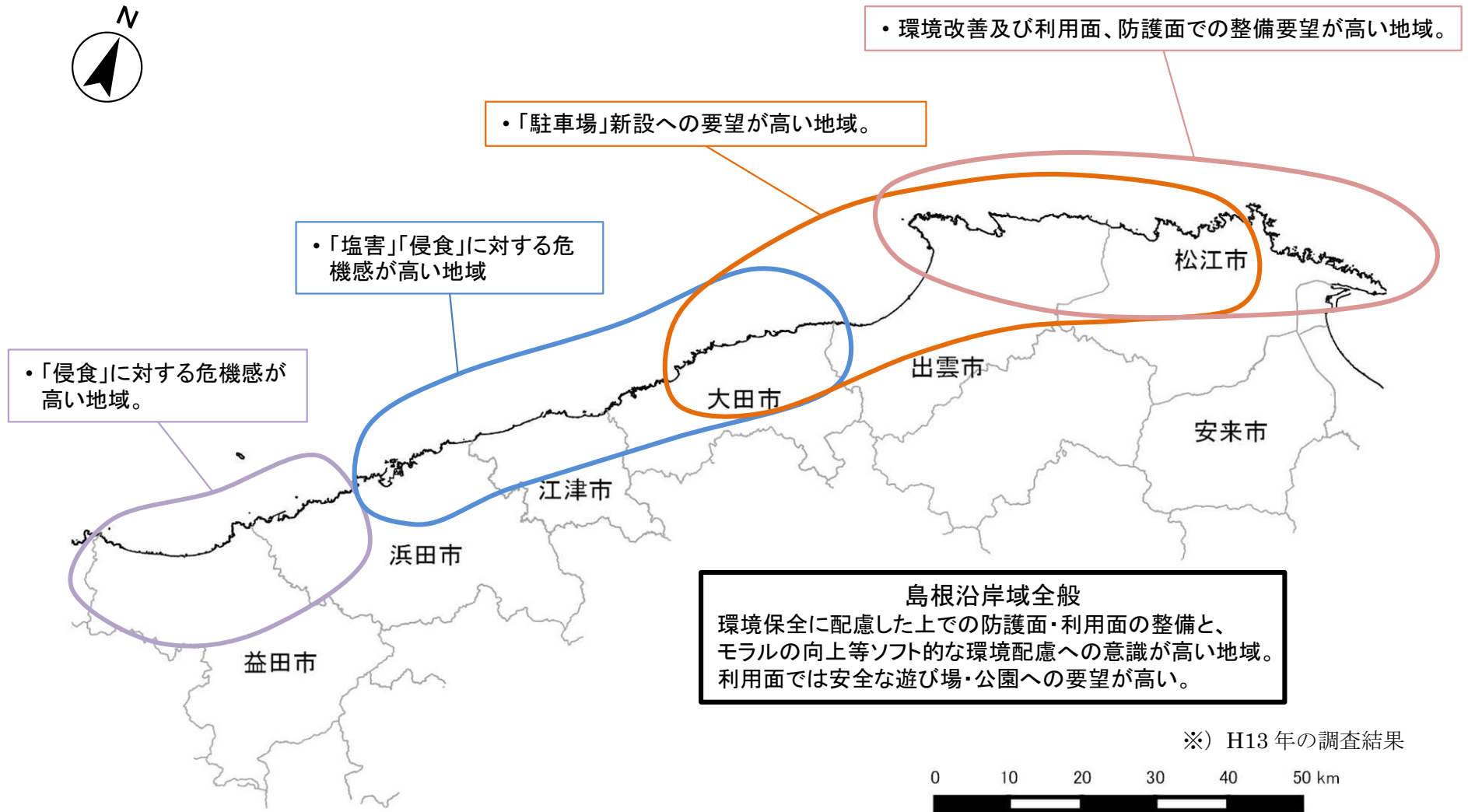


図- 1.19 住民意識の概要

以上の5つの特性を総合的に勘案し、島根沿岸を以下の6つのゾーンに区分した。

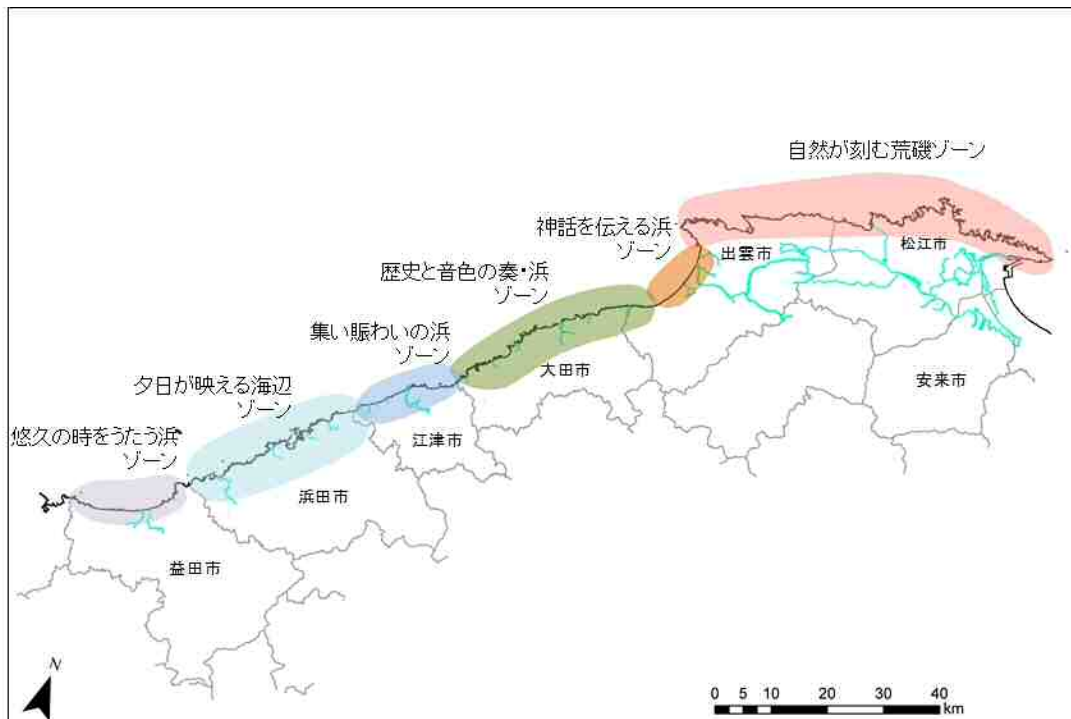


図- 1.20 ゾーン区分

3-4-2 ゾーン毎の基本方針

[自然が刻む荒磯ゾーン]

[防護]

- 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。
- ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。
- 過去に津波被害を受けており、緊急時の避難体制や情報管理といったソフト面における防災体制の充実に努める。

[環境]

- 大山隠岐国立公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。
- 笠浦ハマビワ群落や、重要湿地である十六島に代表される藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[神話を伝える浜ゾーン]

[防護]

- 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。

[環境]

- ハマナスや出雲海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[歴史と音色の湊・浜ゾーン]

[防護]

- 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。
- ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

[環境]

- ハマナスや仁摩海岸クロマツ林、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。
- 琴ヶ浜海岸は、日本でも屈指の鳴り砂海岸であるため、砂浜の保全に努める。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[集い賑わいの浜ゾーン]

[防護]

- 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。

[環境]

- 浅利黒松海岸砂丘植生などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[夕日が映える海辺ゾーン]

[防護]

- 砂浜海岸の保全に努める。

[環境]

- 浜田海岸県立自然公園に指定されている地区は、その優れた景観の保全に配慮する。
- 三隅海岸クロマツ林や藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。
- 三隅海岸自然環境保全地域に指定されている地域では、その優れた自然環境の保全に配慮する。

[利用]

- 遠方からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

[悠久の時をうたう浜ゾーン]

[防護]

- 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。

[環境]

- 高島暖地性植物群落や飯ノ浦海岸植生、藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。

[利用]

- 利用者のマナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。

安全な海岸の整備

- 線の防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進
- 高潮・津波等に対する施設整備を進め、(必要に応じて)施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進
- 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進
- 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保
- 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理による侵食対策の推進
- 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、(必要に応じて)耐震性の強化を推進

自然豊かな海岸の整備

- 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進
- 防護・環境・利用の3役を担える「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進
- 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進
- 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や人工リーフ等」整備の推進

親しまれる海岸の整備

- 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫
- 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮
- だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進
- 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていく取り組みの推進

1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

「第1編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域のうち、高潮、侵食に対する対策が必要な海岸は、表-2.1と表-2.2に示す13海岸となる。

なお、「第1編 3-1-2 防護面の目標」で示したように、発生頻度の高いレベル1津波に対する設計津波高よりも設計高潮高が高い傾向にある。そのため、津波対策よりも高潮・海岸侵食への対応を優先的に実施していく。

表-2.1 施設を新設・改良する予定の海岸一覧（その1）

自然が刻む荒磯ゾーン (松江市～出雲市)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落、農地において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ・ ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 		
海岸番号	海岸名 (市町村)	所管	背後地	整備計画※
1-1	惣津海岸 (松江市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、山林	沖合消波施設
1-2	笠浦港海岸 (松江市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等
1-3	加賀漁港海岸 (松江市)	農林水産省 水産庁	住宅地、観光地	護岸等 沖合消波施設

神話を伝える浜ゾーン (出雲市)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な土砂収支の把握に努め、連続する砂浜海岸を保全する。 		
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
2-1	大社漁港海岸 (出雲市)	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設
2-2	西浜海岸 (出雲市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設

※護岸等 : 直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等

※沖合消波施設 : 離岸堤、人工リーフ、潜堤

表- 2.2 施設を新設・改良する予定の海岸一覧（その2）

歴史と音色の湊・浜ゾーン (出雲市～大田市)		<ul style="list-style-type: none"> 集落において、高潮（越波等）被害を受ける海岸については、高潮対策を推進する。 ポケット的に存在する砂浜海岸のうち、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 		
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
3-1	波根東漁港海岸 (大田市)	農林水産省 水産庁	住宅地	護岸等 沖合消波施設
3-2	久手港海岸 (大田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、農地、山林	沖合消波施設 (透過式に改良)

集い賑わいの浜ゾーン (江津市)		<ul style="list-style-type: none"> 砂浜海岸が多数存在するとともに、社会資産の集積がみられることから、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。 		
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
4-1	江津港海岸 (江津市)	国土交通省 港湾局	住宅地、工業地	護岸等 沖合消波施設
4-2	和木波子海岸 (江津市)	国土交通省 水管理・国土保全局	住宅地	護岸等 沖合消波施設

夕日が映える海辺ゾーン (浜田市)		<ul style="list-style-type: none"> 砂浜海岸の保全に努める。 		
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
5-1	三隅港海岸 (浜田市)	国土交通省 港湾局	住宅地	護岸等 沖合消波施設

悠久の時をうたう浜ゾーン (益田市)		<ul style="list-style-type: none"> 侵食の進んでいる海岸について侵食対策を実施し、連続する砂浜を保全する。 		
海岸番号	海岸名	所管	背後地	整備計画※
6-1	遠田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	山林	護岸等
6-2	益田港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	商業地、工業地 住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設
6-3	持石港海岸 (益田市)	国土交通省 港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設

※護岸等 : 直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜 等

※沖合消波施設 : 離岸堤、人工リーフ、潜堤

1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1) 海岸保全施設の種類

整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。

主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表- 2.3～表- 2.4に示す。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。

表- 2.3 各施設の特徴と写真の一覧表（その1）

施設の種類	整備目的、効果	整備事例
(緩傾斜構造を含む) 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設	
(緩傾斜構造を含む) 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設	
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設	
(ヘッドランド含む) 突堤	海岸から海に突き出した形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設	
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設	
(消波工含む) 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設	

表- 2.4 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）

施設の種類	整備目的、効果	整備事例
潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設	
水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する	
陸閘	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために車両や人が通行するために設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する	
高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない
(海岸管理者が指定した) 砂浜	来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない
(海岸管理者が指定した) 樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない
閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない

第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

現在整備されている海岸保全施設の中には、築造後、相当時間が経過している施設があり、今後、急速に老朽化が進行する懸念がある。維持管理コスト（ライフサイクルコスト）を最小化していくためにも、予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。そのための基本的かつ重要な取り組みとして、海岸保全施設の定期的な巡視・点検を行い、施設の損傷・劣化およびその他の変状を把握・記録し、情報を管理していく。



写真- 2.1 海岸保全施設の維持・修繕の実施例

2-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。

本計画において定める維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は、「平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施された区域」であり、第3章で後述する一覧表および付図で整理している。

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる施設の種類の「第1章 1-2」で示したとおりである。

下図に示すとおり、島根沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が50.3kmと最も長く、次いで離岸堤の22.2kmである。また、島根沿岸の“海岸保全区域内”においては、河口水門等が必要となる堤防分断箇所がないため水門・樋門等は存在しない。陸閘は27箇所ある。

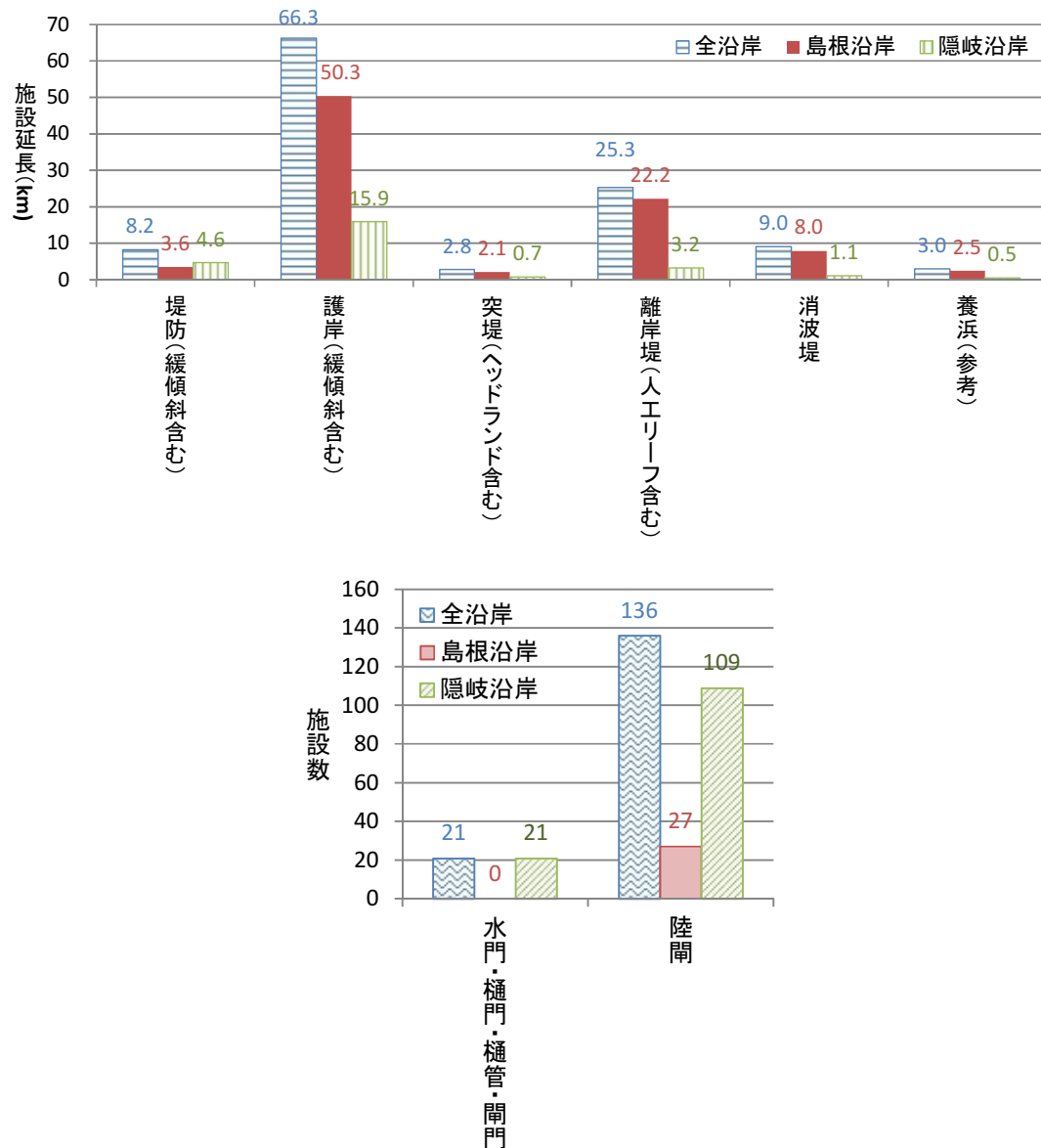


図- 2.1 現存する堤防・護岸等の総延長（上段）と水門等の施設数（下段）

2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1回以上/年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。

その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。

現存する海岸保全施設については、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。

表- 2.5 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による1年に1回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。

第3章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況

3-1 一覧表

海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、設計津波水位、海岸保全施設の種別および施設整備の状況を以降に示す。

一覧表の見方を以下に示す。ここで、現況堤防高は対象海岸内で最も低い高さを表示しており、実際には表中の値よりも高い堤防が存在する場合もある。また、今回の改定で新たに追加した（発生頻度の高いレベル1津波による）設計津波水位が現況堤防高よりも低い海岸においても、（利便性等を優先し）堤防が整備されていない箇所などから津波が進入する可能性、地震や津波作用時の施設安定性が確認されていない場合もあるため、注意が必要である。そのため、今後は地域の実情に応じた適切な津波対策を講じていく必要がある。

H28 海岸統計より
(H27 年度末時点)

施設台帳より
(海岸内で最も低い
堤防の高さ)

(平成 27 年 11 月～平成 29
年 1 月までに実施された)
島根県地震津波防災対策検
討委員会の検討結果

H28 海岸統計より
(H27 年度末時点)

No. (東か ら)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施 設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種別	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	港湾管理組合	2,382	2,089	3.8	1.4	護岸			□
2	松江市	海崎港海岸	かいざき	港湾局	市	—	—	—	1.6				
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水国局	県	429	380	3.9	1.3	護岸、消波工			□
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県	—	—	—	1.4				
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	市	—	—	—	3.4				
6	松江市	蚌尾港海岸	かるとび	港湾局	市	—	—	—	3.1				
7	松江市	雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市	110	—	—	4.0				
8	松江市	諸喰港海岸	もろくい	港湾局	市	315	—	—	2.4				
9	松江市	法田港海岸	ほうだ	港湾局	市	1,105	571	2.0	4.4	護岸			□
10	松江市	七類港海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県	1,220	108	1.3	2.0	護岸			□
11	松江市	七類港海岸(猿渡地区)	しちるい さるわたり	港湾局	県	288	281	2.2	2.0	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
12	松江市	惣津港海岸	そうづ	港湾局	市	—	—	—	2.2				
13	松江市	惣津海岸	そうづ	水国局	県	1,650	896	4.5	2.2	護岸	◎		□
14	松江市	美保関海岸(管子地区)	みほのせき ささこ	農振局	県	600	345	3.5	3.3	堤防			□
15	松江市	管子港海岸	ささこ	港湾局	市	—	—	—	2.8				
16	松江市	片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市	430	150	—	2.0	離岸堤			□
17	松江市	美保関海岸(立花地区)	みほのせき たちはな	農振局	県	207	140	3.5	2.5	堤防			□
18	松江市	菅浦港海岸	すげうら	港湾局	市	—	—	—	2.8				
19	松江市	美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県	430	276	3.5	2.9	堤防			□
20	松江市	美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県	130	130	3.5	2.7	堤防			□

【所管毎に色分け】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

海岸保全区域には指定されて
いるが、防護施設が存在しない
海岸

海岸保全区域ではない、その他に区分される海岸
(水管理・国土保全所管は一般公共海岸も存在)
今後、必要性や重要度に応じて海岸保全区域に追加
指定し、施設整備を行う場合もある

海岸保全区域に指定され、防護
施設が存在する海岸

表- 2.6 島根沿岸の海岸一覧（その1）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保全 区域延長(m)	防護施設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類の	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
1	松江市	境港海岸	さかいこう	港湾局	境港管理組合	2,382	2,089	3.8	1.4	護岸			□
2	松江市	海崎港海岸	かいざき	港湾局	市	—	—	—	1.6				
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水産庁	県	429	380	3.9	1.3	護岸、消波工			□
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	県	—	—	—	1.4				
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	市	—	—	—	3.4				
6	松江市	軽尾港海岸	かるび	港湾局	市	—	—	—	3.1				
7	松江市	雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	市	110	—	—	4.0				
8	松江市	諸喰港海岸	もろくい	港湾局	市	315	—	—	2.4				
9	松江市	法田港海岸	ほうだ	港湾局	市	1,105	571	2.0	4.4	護岸			□
10	松江市	七類港海岸(七類地区)	しちるい しちるい	港湾局	県	1,220	108	1.3	2.0	護岸			□
11	松江市	七類港海岸(猿渡地区)	しちるい さるわたり	港湾局	県	288	281	2.2	2.0	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
12	松江市	惣津港海岸	そうず	港湾局	市	—	—	—	2.2				
13	松江市	惣津海岸	そうず	水産庁	県	1,650	896	4.5	2.2	護岸	◎		□
14	松江市	美保関海岸(笹子地区)	みほのせき ささこ	農振局	県	600	345	3.5	3.3	堤防			□
15	松江市	笹子港海岸	ささこ	港湾局	市	—	—	—	2.8				
16	松江市	片江漁港海岸	かたえ	水産庁	市	430	150	—	2.0	離岸堤			□
17	松江市	美保関海岸(立花地区)	みほのせき たちはな	農振局	県	207	140	3.5	2.5	堤防			□
18	松江市	菅浦港海岸	すげうら	港湾局	市	—	—	—	2.8				
19	松江市	美保関海岸(菅浦地区)	みほのせき すげうら	農振局	県	430	276	3.5	2.9	堤防			□
20	松江市	美保関海岸(北浦地区)	みほのせき きたうら	農振局	県	130	130	3.5	2.7	堤防			□
21	松江市	稲積漁港海岸	いなづみ	水産庁	市	—	—	—	2.4				
22	松江市	北浦海岸	きたうら	水産庁	県	530	340	2.7	2.3	護岸、人工リーフ			□
23	松江市	千酌港海岸	ちくみ	港湾局	市	752	473	3.5	2.8	護岸、突堤、離岸堤			□
24	松江市	美保関海岸(千酌地区)	みほのせき ちくみ	農振局	県	193	—	—	—				
25	松江市	笠浦漁港海岸	かさうら	水産庁	県	390	356	3.0	2.5	護岸、離岸堤			□
26	松江市	笠浦港海岸	かさうら	港湾局	市	140	140	2.0	2.9	護岸	◎		□
27	松江市	野井漁港海岸	のい	水産庁	市	150	135	4.5	1.9	護岸			□
28	松江市	島根海岸(向前地区)	しまね むこうまえ	農振局	県	220	215	3.0	1.7	堤防			□
29	松江市	瀬崎漁港海岸	せざき	水産庁	県	95	50	4.5	1.9	護岸			□
30	松江市	島根海岸(小バセ地区)	しまね こばせ	農振局	県	104	85	3.8	2.1	堤防			□
31	松江市	沖泊漁港海岸	おきどまり	水産庁	市	—	—	—	2.8				
32	松江市	多古漁港海岸	たこ	水産庁	市	—	—	—	2.8				
33	松江市	野波<小波>漁港海岸	のなみ<こなみ>	水産庁	市	615	546	3.0	4.2	堤防、護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ			□
34	松江市	野波漁港海岸	のなみ	水産庁	市	1,180	1,046	2.9	2.8				
35	松江市	佐波港海岸	さなみ	港湾局	市	260	102	2.5	3.0	護岸			□
36	松江市	島根海岸(田島地区)	しまね たじま	農振局	県	216	146	3.8	2.3	堤防			□
37	松江市	加賀漁港海岸	かか	水産庁	県	447	214	3.1	2.5	護岸、消波工	◎		□
38	松江市	加賀西海岸	かがにし	水産庁	県	460	160	—	2.9	離岸堤、人工リーフ			□
39	松江市	大芦漁港海岸	おわし	水産庁	市	1,560	1,385	2.6	2.3	護岸、突堤			□
40	松江市	島根海岸(須々海地区)	しまね すずみ	農振局	県	65	66	3.8	2.5	堤防			□
41	松江市	御津漁港海岸	みつ	水産庁	県	238	166	2.5	3.4	護岸、消波工			□
42	松江市	恵曇漁港海岸	えとも	水産庁	県	946	734	2.2	3.4	護岸、突堤、ヘッドランド、離岸堤			□
43	松江市	秋鹿北港海岸	あいききた	港湾局	市	627	595	5.5	2.8	護岸			□
44	松江市	魚瀬漁港海岸	おのぜ	水産庁	市	90	71	4.5	2.9	護岸			□
45	出雲市	平田海岸(東地合第3地区)	ひらた ひがしちごう	農振局	県	1,468	615	4.6	1.6	護岸			□
46	出雲市	平田海岸(東地合地区)	ひらた ひがしちごう	農振局	県	550	550	4.2	1.8	護岸			□
47	出雲市	地合漁港海岸	ちごう	水産庁	市	59	59	4.2	2.0	護岸			□
48	出雲市	地合海岸	ちごう	水産庁	市	360	331	5.0	2.1	護岸、離岸堤			□
49	出雲市	小伊津<坂浦>漁港海岸	こいづ<さかうら>	水産庁	県	140	98	5.0	2.6	護岸			□
50	出雲市	小伊津漁港海岸	こいづ	水産庁	県	—	—	—	2.1				
51	出雲市	小伊津海岸	こいづ	水産庁	県	902	363	5.0	1.4	護岸、消波工			□
52	出雲市	小伊津<三浦>漁港海岸	こいづ<みうら>	水産庁	県	—	—	—	2.3				
53	出雲市	唯浦漁港海岸	ただうら	水産庁	市	463	278	7.5	2.2	護岸、消波工			□
54	出雲市	塩津海岸	しおつ	水産庁	市	1,023	—	—	—				
55	出雲市	塩津漁港海岸	しおつ	水産庁	市	270	140	4.7	2.8	護岸			□
56	出雲市	釜浦漁港海岸	かまうら	水産庁	市	435	435	3.9	2.8	護岸			□
57	出雲市	十六島海岸	うつぶるい	水産庁	県	220	149	5.7	1.2	護岸、消波工			□
58	出雲市	十六島漁港海岸	うつぶるい	水産庁	県	654	654	5.0	1.7	護岸、離岸堤、消波工			□
59	出雲市	河下港海岸(西田地区)	かわしも にしだ	港湾局	県	754	736	3.0	3.0	護岸、離岸堤、消波工			□
60	出雲市	河下港海岸(垂水地区)	かわしも たるみ	港湾局	県	1,100	786	3.0	3.0	護岸、消波工			□
61	出雲市	猪目漁港海岸	いのめ	水産庁	市	—	—	—	2.9				
62	出雲市	猪目海岸	いのめ	水産庁	市	308	—	—	2.1				
63	出雲市	鶴崎漁港海岸	うど	水産庁	市	435	361	3.1	2.2	護岸			□
64	出雲市	鷺浦漁港海岸	さぎうら	水産庁	市	200	185	3.6	3.0	堤防、護岸、離岸堤			□
65	出雲市	宇龍漁港海岸	うりゅう	水産庁	県	803	400	1.8	2.0	護岸、離岸堤			□
66	出雲市	黒田港海岸	くろだ	港湾局	市	250	—	—	1.2				
67	出雲市	中山港海岸	なかやま	港湾局	市	635	228	3.5	1.5	護岸			□
68	出雲市	二俣港海岸	ふたまた	港湾局	市	—	—	—	1.4				
69	出雲市	大社漁港海岸	たししゃ	水産庁	県	2,055	1,210	3.5	1.9	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ	◎		□
70	出雲市	湊原海岸	みなとばら	水産庁	県	1,300	867	4.7	1.6	護岸、離岸堤			□
71	出雲市	外園海岸	そとぞの	水産庁	県	3,920	—	—	1.7				
72	出雲市	湖陵漁港海岸	こりょう	水産庁	県	—	—	—	1.4				
73	出雲市	湖陵海岸(西浜地区)	こりょう にしはま	農振局	県	385	385	4.7	1.5	護岸			□
74	出雲市	西浜海岸	にしはま	水産庁	県	2,900	1,834	4.7	1.6	護岸、消波工	◎		□
75	出雲市	岐久海岸	きく	水産庁	県	3,650	2,239	4.7	1.6	堤防、護岸、離岸堤、人工リーフ			□
76	出雲市	小田東港海岸	おだひがし	港湾局	市	204	—	—	1.6				
77	出雲市	田儀海岸	たぎ	水産庁	県	460	380	4.7	1.5	護岸、消波工			□
78	出雲市	小田漁港海岸	おだ	水産庁	市	170	162	3.2	2.0	護岸			□
79	出雲市	田儀港海岸	たぎ	港湾局	県	1,317	767	3.2	1.5	護岸、突堤、人工リーフ			□

【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

表- 2.7 島根沿岸の海岸一覧（その2）

No. (東から)	市町村名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保全 区域延長(m)	防護施設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類の	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
80	大田市	島津屋港海岸	しまづや	港湾局	市	—	—	—	—				
81	大田市	山谷港海岸	やまたに	港湾局	市	—	—	—	—				
82	大田市	灘山港海岸	なだやま	港湾局	市	106	88	4.0	1.3	護岸			□
83	大田市	波根東漁港海岸	はねひがし	水産庁	市	884	884	4.5	1.7	護岸、突堤	◎		□
84	大田市	柳瀬漁港海岸	やなげ	水産庁	市	27	27	5.0	1.8	護岸			□
85	大田市	久手港海岸	くて	港湾局	県	3,397	768	3.8	1.9	堤防、護岸、突堤、離岸堤		○	□
86	大田市	鳥井漁港海岸	とりい	水産庁	市	1,390	484	4.3	1.9	護岸			□
87	大田市	和江漁港海岸(和江地区)	わえ わえ	水産庁	県	165	181	3.3	1.4	護岸、離岸堤			□
88	大田市	魚津港海岸	うおづ	港湾局	市	655	263	4.0	1.8	護岸、離岸堤			□
89	大田市	逢浜海岸	おおはま	水国局	県	496	293	4.7	1.7	護岸人工リーフ、消波工			□
90	大田市	大浦海岸	おうら	水国局	県	1,570	871	4.7	1.9	護岸、離岸堤、人工リーフ			□
91	大田市	和江漁港海岸(五十猛地区)	わえ いそたけ	水産庁	県	327	190	2.5	1.7	護岸			□
92	大田市	宅野港海岸	たくの	港湾局	県	—	—	—	1.5				
93	大田市	仁万漁港海岸	にま	水産庁	県	554	407	3.2	1.8	護岸、人工リーフ			□
94	大田市	仁摩海岸(坂灘地区)	にま さかなだ	農振局	県	210	210	3.4	1.4	堤防			□
95	大田市	網屋港海岸	あみや	港湾局	市	403	160	3.0	1.4	護岸			□
96	大田市	仁摩海岸(馬路地区)	にま まじ	農振局	県	800	788	3.1	1.6	堤防			□
97	大田市	琴ヶ浜海岸	ことがはま	水国局	県	1,541	1,511	4.7	1.7	護岸、離岸堤、人工リーフ			□
98	大田市	舟津港海岸	ふなづ	港湾局	市	105	—	—	1.4				
99	大田市	仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	県	180	150	5.5	1.3	堤防			□
100	大田市	仁磨海岸(馬路横貝地区)	にま まじよこがい	農振局	市	50	—	—	—				
101	大田市	友漁港海岸	とも	水産庁	市	—	—	—	1.5				
102	大田市	神畑海岸	かんばた	水国局	県	220	146	4.7	2.3	護岸、突堤、離岸堤、消波工			□
103	大田市	仁磨海岸(馬路塩谷ヶ迫地区)	にま まじおやがさこ	農振局	県	40	34	3.5	2.3	護岸			□
104	大田市	湯里漁港海岸	ゆさと	水産庁	市	438	331	3.0	1.5	護岸、突堤			□
105	大田市	日祖漁港海岸	ひそ	水産庁	市	88	—	—	1.6				
106	大田市	温泉津漁港海岸	ゆのつ	水産庁	県	—	—	—	1.6				
107	大田市	温泉津港海岸	ゆのつ	港湾局	県	—	—	—	1.5				
108	大田市	湯戸漁港海岸	ゆと	水産庁	市	—	—	—	1.7				
109	大田市	福光海岸	ふくみつ	水国局	県	1,600	980	4.7	1.5	護岸、消波工			□
110	大田市	今浦海岸	いまうら	水国局	県	704	123	4.7	1.5	護岸			□
111	大田市	今浦(福浦)漁港海岸	いまうら(ふくら)	水産庁	市	185	62	4.7	1.4	護岸			□
112	大田市	吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市	130	—	—	2.0				
113	江津市	黒松漁港海岸	くろまつ	水産庁	県	345	389	2.9	1.8	護岸			□
114	江津市	浅利漁港海岸	あさり	水産庁	市	—	—	—	2.2				
115	江津市	塩田海岸	しおだ	水国局	県	900	559	—	2.0	離岸堤			□
116	江津市	江津港海岸	ごうつ	港湾局	県	2,810	2,791	4.5	2.1	護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ	◎		□
117	江津市	和木波子海岸	わきはし	水国局	県	6,173	2,015	4.5	1.7	護岸、突堤、人工リーフ、消波工	◎		□
118	江津市	波子漁港海岸	はし	水産庁	市	—	—	—	1.8				
119	江津市	向の浜海岸	むかいはま	水国局	県	573	—	—	2.1				
120	浜田市	国分久代海岸	こくぶくしろ	水国局	県	3,970	410	—	1.7	離岸堤			□
121	浜田市	唐鐘漁港海岸	とうがね	水産庁	県	1,043	1,020	2.9	1.6	護岸			□
122	浜田市	生湯港海岸	うぶゆ	港湾局	市	75	—	—	1.8				
123	浜田市	浜田漁港海岸	はまだ	水産庁	県	2,344	1,798	2.1	1.9	護岸、離岸堤			□
124	浜田市	浜田港海岸(長浜熱田地区)	はまだ ながはまあつた	港湾局	県	1,426	1,165	2.0	1.4	護岸、突堤、離岸堤、消波工			□
125	浜田市	浜田港海岸(日脚地区)	はまだ(ひなし)	港湾局	県	420	400	4.6	1.7	護岸、離岸堤			□
126	浜田市	津摩漁港海岸	つま	水産庁	市	388	373	3.4	1.7	護岸、消波工			□
127	浜田市	青口海岸	あおくち	水国局	県	860	120	—	—	消波工			□
128	浜田市	折居漁港海岸	おりい	水産庁	市	653	256	4.9	1.6	護岸、離岸堤、消波工			□
129	浜田市	吉浦港海岸	よしうら	港湾局	市	177	—	—	2.0				
130	浜田市	今浦(大麻)漁港海岸	いまうら(たいま)	水産庁	市	—	—	—	1.5				
131	浜田市	福浦漁港海岸	ふくら	水産庁	市	—	—	—	1.8				
132	浜田市	古湊漁港海岸	ふるみなと	水産庁	市	205	98	2.4	1.4	護岸、消波工			□
133	浜田市	三隅港海岸(湊浦(1)地区)	みすみ みなとうら	港湾局	県	743	739	4.5	1.7	護岸、突堤、離岸堤	◎		□
134	浜田市	三隅港海岸(湊浦(2)地区)	みすみ みなとうら	港湾局	県	473	307	5.0	1.7	護岸、突堤、離岸堤	◎		□
135	浜田市	三隅港海岸(湊浦港)	みすみ みなとうらこう	港湾局	県	234	193	4.5	1.7	護岸			□
136	浜田市	須津漁港海岸	すづ	水産庁	県	—	—	—	1.9				
137	益田市	土田漁港海岸	つちだ	水産庁	市	440	321	3.5	2.3	護岸、突堤			□
138	益田市	大浜漁港海岸	おおはま	水産庁	県	1,258	785	3.9	1.9	堤防、護岸、離岸堤、消波工			□
139	益田市	木部漁港海岸	きべ	水産庁	市	804	815	2.9	1.8	護岸、突堤、離岸堤			□
140	益田市	津田漁港海岸	つだ	水産庁	市	925	790	1.9	1.9	護岸、離岸堤			□
141	益田市	遠田港海岸	とおだ	港湾局	市	225	155	3.5	1.7	護岸	◎		□
142	益田市	遠田海岸	とおだ	水国局	県	1,650	647	4.7	1.6	護岸、離岸堤、消波工			□
143	益田市	中須海岸	なかず	水国局	県	800	—	—	1.5				
144	益田市	益田港海岸(中の島地区)	ますだ なかのしま	港湾局	県	1,155	—	—	1.9		◎		
145	益田市	益田港海岸(高津地区)	ますだ たかつ	港湾局	県	1,422	1,380	4.7	1.9	護岸、離岸堤、消波工	◎		□
146	益田市	持石港海岸	もちいし	港湾局	市	347	65	4.7	1.6	護岸	◎		□
147	益田市	持石海岸	もちいし	水国局	県	3,477	3,025	4.7	1.7	護岸、突堤、ヘッドランド、人工リーフ、消波工			□
148	益田市	喜阿弥海岸	きあみ	水国局	県	1,009	90	4.7	1.7	護岸			□
149	益田市	喜阿弥港海岸	きあみ	港湾局	市	—	—	—	1.7				
150	益田市	小浜海岸	こはま	水国局	県	2,281	1,814	4.7	1.7	護岸、人工リーフ、消波工			□
151	益田市	小浜漁港海岸	こはま	水産庁	市	385	366	2.9	1.5	護岸			□
152	益田市	飯浦漁港海岸	いいのうら	水産庁	県	350	242	1.9	1.9	護岸、突堤、離岸堤			□

【所管】
 水管理・国土保全海岸
 港湾海岸
 漁港海岸
 農地海岸

3-2 添付図

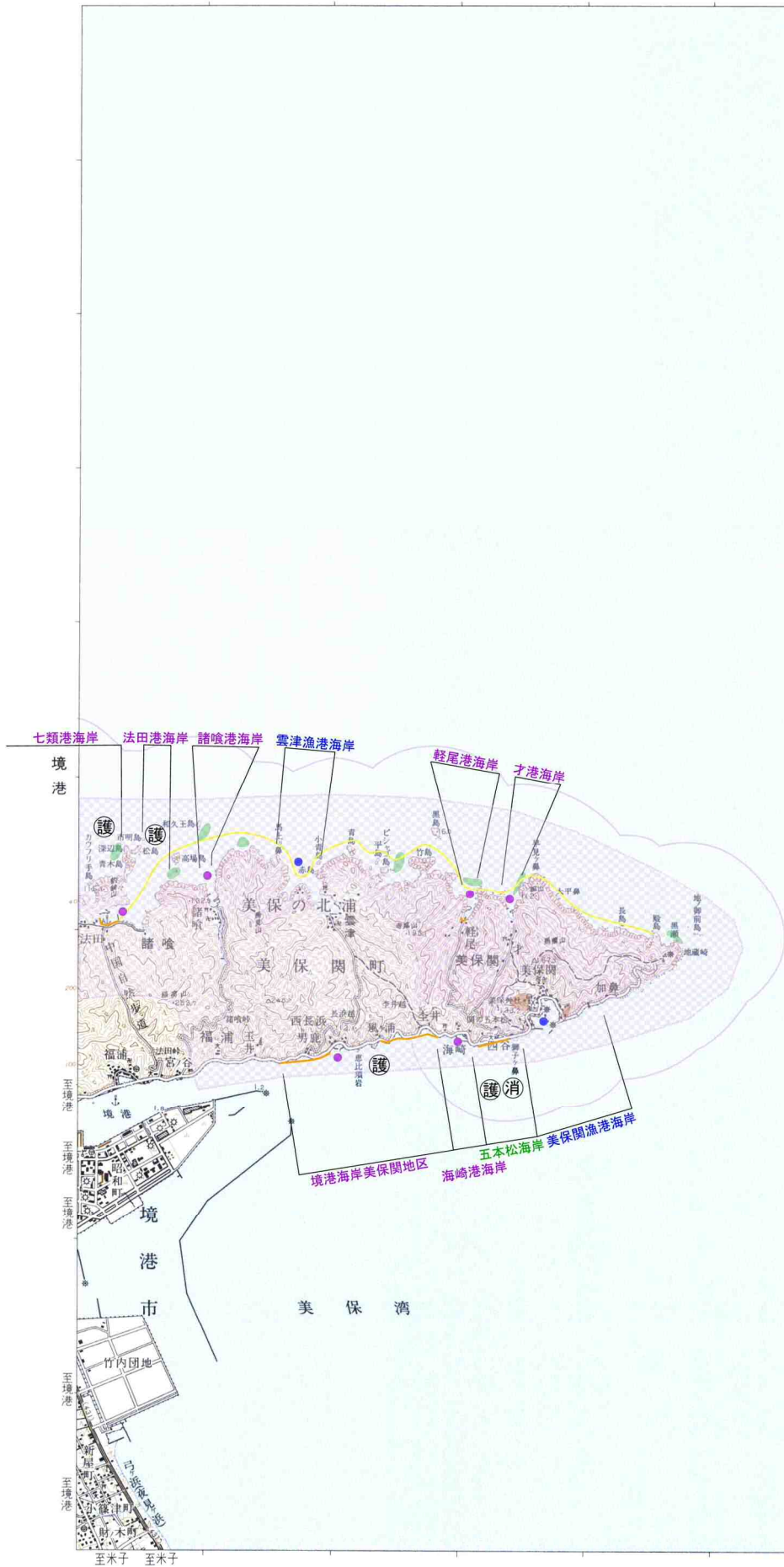
(注釈)

本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。

表- 2.8 記載内容

項目	記載内容
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)
藻場	確認された藻場(面積1ha以上)を示している。 (第5回自然環境保全基礎調査 平成4～9年度調査)
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成27年3月現在)
鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成21年3月現在)
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成26年3月現在)
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成24年3月現在)
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成26年3月現在)
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成26年3月現在)
所管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成29年3月現在)
施設の存する区域	平成29年3月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成29年3月現在)
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (平成29年3月現在)

美保関



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場 (アマモ場・海中草原)
	藻場 (ガラモ場・海中林)
	国立公園区域 (普通地域)
	国立公園区域 (特別保護地区・特別地域)
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区 (特別保護区)
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

記号

	市界		市役所		病院		神社
	町界		町役所		寺院		塔
	村界		官公署(特定の記号のないもの)		記念塔		突
	幅員1.5m以上の道路		裁判所		煙		波
	幅員3.0m以上の道路		税務署		電		井
	幅員5.5m以上の道路		警察署		燈		口
	幅員7.5m以上の道路		消防署		塔		台
	幅員10.0m以上の道路		建設中の道路		塔		口
	幅員15.0m以上の道路		有料道路および料金所		塔		口
	幅員20.0m以上の道路		駅		塔		口
	幅員25.0m以上の道路		普通鉄道		塔		口
	幅員30.0m以上の道路		地下鉄および地下鉄		塔		口
	幅員35.0m以上の道路		特殊軌道		塔		口
	幅員40.0m以上の道路		路面の鉄道		塔		口
	幅員45.0m以上の道路		索道		塔		口
	幅員50.0m以上の道路		建設中または運行中止中の普通鉄道		塔		口
	幅員55.0m以上の道路		橋および高架部		塔		口
	幅員60.0m以上の道路		切取部		塔		口
	幅員65.0m以上の道路		盛土部		塔		口
	幅員70.0m以上の道路		送電線		塔		口
	幅員75.0m以上の道路		石		塔		口
	幅員80.0m以上の道路		市・府・県界		塔		口
	幅員85.0m以上の道路		北海道の支庁界		塔		口
	幅員90.0m以上の道路		市界、東京都の区界		塔		口
	幅員95.0m以上の道路		町界、指定都市の区界		塔		口
	幅員100.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員105.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員110.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員115.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員120.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員125.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員130.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員135.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員140.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員145.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員150.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員155.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員160.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員165.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員170.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員175.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員180.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員185.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員190.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員195.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員200.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員205.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員210.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員215.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員220.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員225.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員230.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員235.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員240.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員245.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員250.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員255.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員260.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員265.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員270.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員275.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員280.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員285.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員290.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員295.0m以上の道路		特定地区界		塔		口
	幅員300.0m以上の道路		特定地区界		塔		口

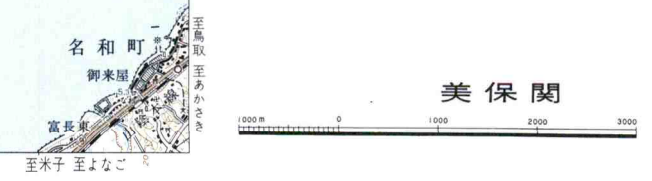
AS2A 三角点 +124.7 標石のある標高点
 #21.7 水準点 +12.6 標石のない標高点

赤碓

湿地 防波堤 砂れき地 干がた 小おう地 かしら地 万年雪

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情復 第1188号)」
 承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、
 国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
 昭和52年編集
 平成3年修正



境 港

記号

トンネル	市役所	病院
二トンに幅員13.0m以上の道路	（東京都内区役所）	神社
二トンに幅員5.5m～13.0mの道路	（町・村役所）	寺院
二トンに幅員3.0m～5.5mの道路	（指定都市の区役所）	塔
幅員1.5m～3.0mの道路	官公署（特定の記号のないもの）	記念碑
幅員1.5m未満の道路	裁判所	煙突
国道および路線番号	税務署	電線塔
国道	測候所	井戸・ガス井
建設中の道路	警察署	灯台
有料道路および料金所	駐在所・派出所	坑口・洞
（J路線）	普通鉄道	消防署
（J路線）	（J路線）	保健所
（J路線）	（J路線）	（史跡・名勝・天然記念物）
（J路線）	（J路線）	温泉・鉱泉
（J路線）	（J路線）	郵便局
（J路線）	（J路線）	小・中学校
（J路線）	（J路線）	高等学校
（J路線）	（J路線）	大学
（J路線）	（J路線）	短大
（J路線）	（J路線）	職業訓練校
（J路線）	（J路線）	建設中または運行中止中の普通鉄道
（J路線）	（J路線）	橋および高架部
（J路線）	（J路線）	切取部
（J路線）	（J路線）	送土部
（J路線）	（J路線）	送電線
（J路線）	（J路線）	石
（J路線）	（J路線）	田
（J路線）	（J路線）	広葉樹林
（J路線）	（J路線）	針葉樹林
（J路線）	（J路線）	果樹園
（J路線）	（J路線）	いり地
（J路線）	（J路線）	畑
（J路線）	（J路線）	竹林
（J路線）	（J路線）	茶畑
（J路線）	（J路線）	しの地
（J路線）	（J路線）	その地の樹木
（J路線）	（J路線）	ゆし料等樹林
（J路線）	（J路線）	荒地

施設計画

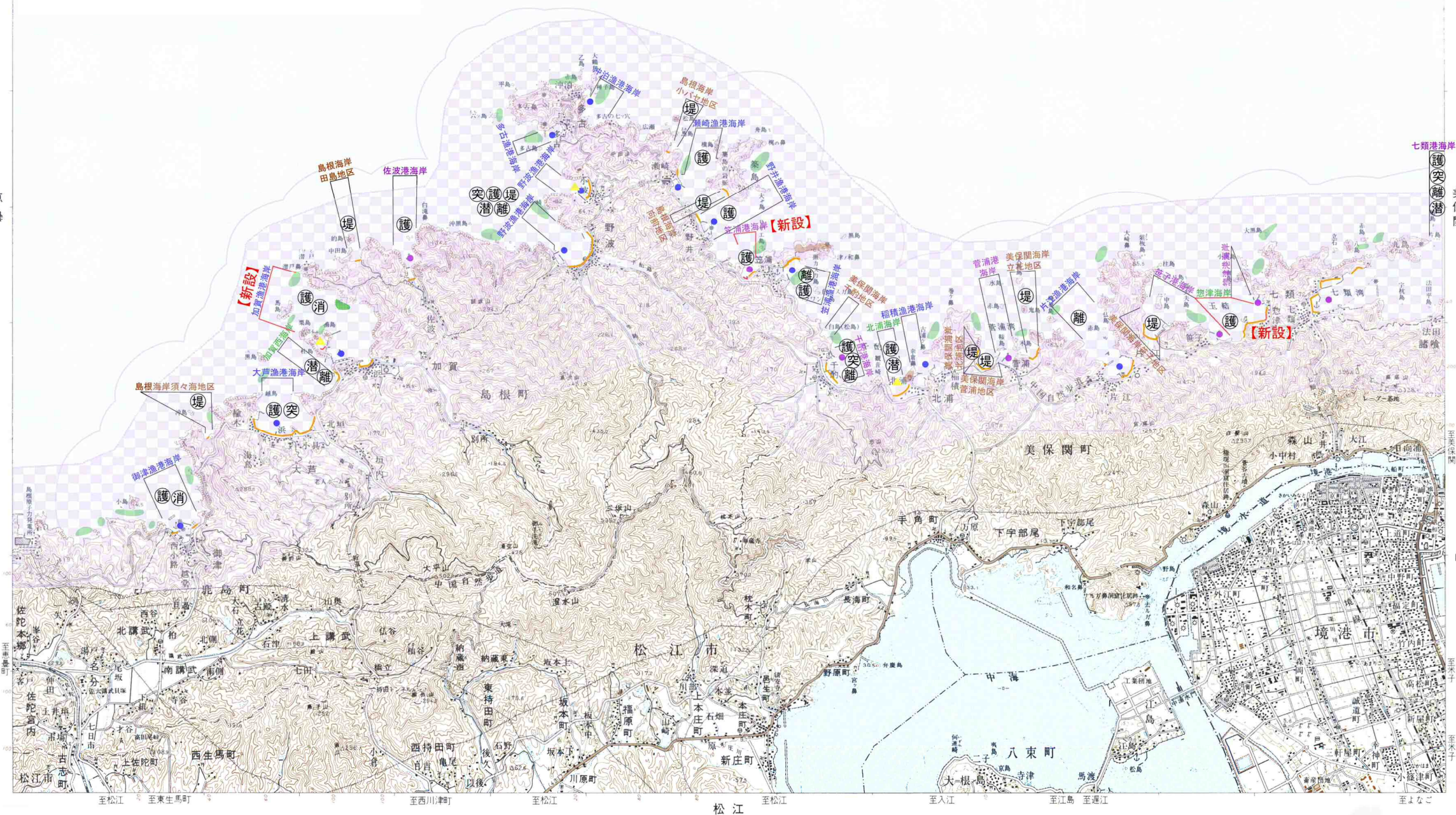
海岸保全施設を新設しようとする区域
海岸保全施設を改良しようとする区域
海岸保全施設の存する区域
堤防（緩傾斜堤防を含む）
護岸（緩傾斜護岸を含む）
胸壁
突堤（ヘッドランドを含む）
離岸堤
潜堤・人工リーフ
消波堤（消波工を含む）
高潮・津波防波堤
砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）

海岸整備における配慮要素

特定植物群	国土交通省水管理・国土保全局
藻場（アマモ場・海中草原）	国土交通省港湾局
藻場（ガラモ場・海中林）	農林水産省水産庁
国立公園区域（普通地域）	農林水産省農村振興局
国立公園区域（特別保護地区・特別地域）	
県立自然公園区域	
自然環境保全地域	
鳥獣保護区（特別保護区）	
景観計画区域	
自然景観資源	
漁港	
港湾	
海水浴場	

所管

（〇〇海岸）	国土交通省水管理・国土保全局
（〇〇港海岸）	国土交通省港湾局
（〇〇漁港海岸）	農林水産省水産庁
（〇〇海岸〇〇地区）	農林水産省農村振興局

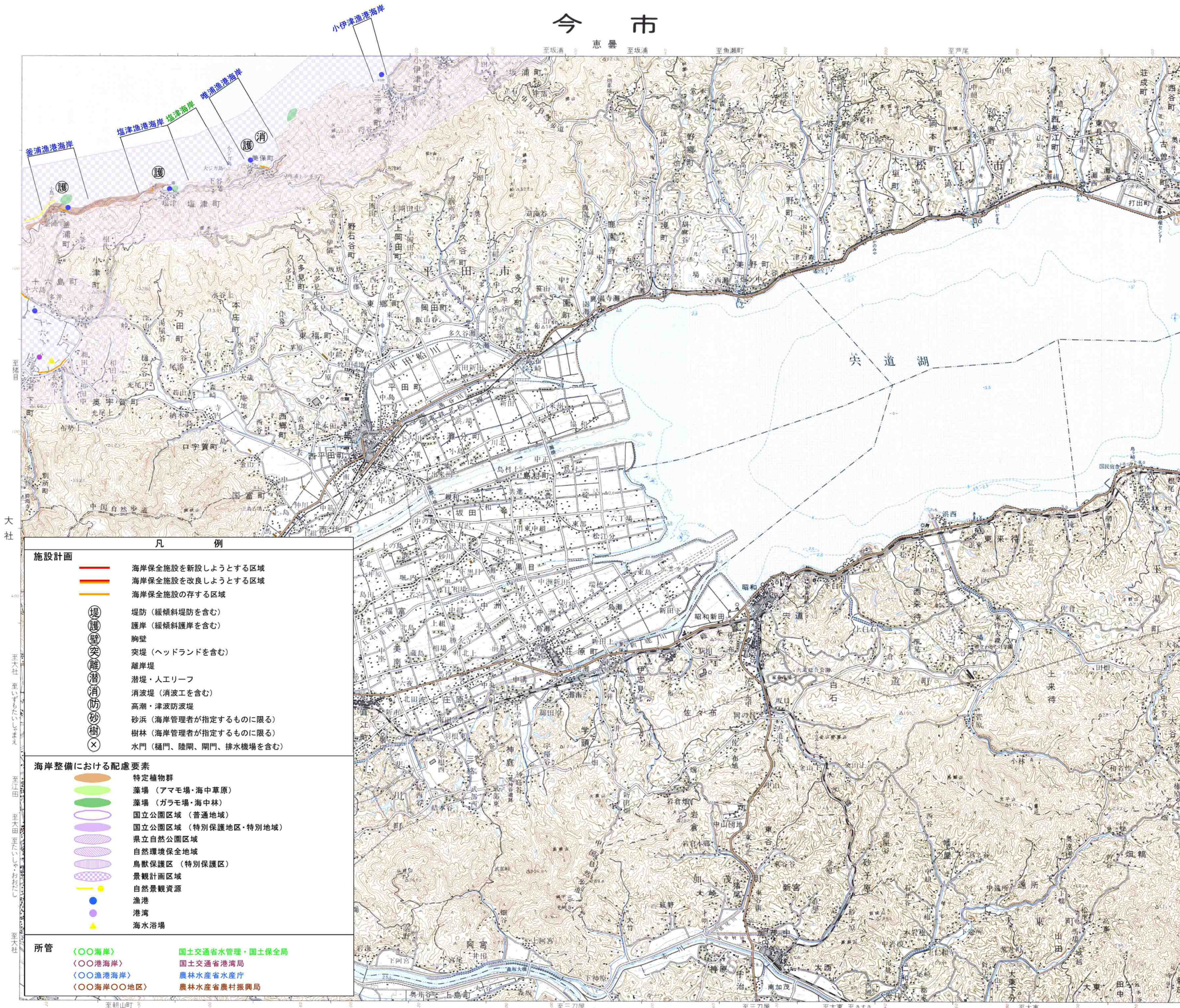


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 平28情復、第1188号）」
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、
国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和52年編集
平成3年修正
平成4年要部修正（境界）

境 港
1000 0 1000 2000 3000
平成5年2月1日発行（4色刷） 4刷
著作権所有兼発行者 国土地理院 許可なく複製を禁ずる

今市



記号

○ (市役所)	● (神社)	○ (寺院)	○ (塔)	○ (記念碑)	○ (煙突)	○ (電波塔)	○ (井)	○ (台)
○ (町役場)	○ (寺)	○ (塔)	○ (記念碑)	○ (煙突)	○ (電波塔)	○ (井)	○ (台)	
○ (官公署指定の記号のないもの)	○ (裁判所)	○ (煙突)	○ (電波塔)	○ (井)	○ (台)			
○ (国道および路線番号)	○ (建設中の道路)	○ (有料道路および料金所)	○ (普通鉄道)	○ (交通駐在所)	○ (消防署)	○ (保健所)	○ (郵便局)	○ (戸目衛隊)
○ (特殊軌道)	○ (路面の鉄道)	○ (橋および高架部)	○ (切取部)	○ (送電線)	○ (石)	○ (段)	○ (都・府・県界)	○ (北海道の支庁界)
○ (道界、東京都の区界)	○ (町・村界、指定都市の区界)	○ (特定地区界)	○ (植生界)	○ (三角点)	○ (電子基準点)	○ (水基点)	○ (田)	○ (畑)
○ (果樹園)	○ (桑畑)	○ (茶畑)	○ (樹木畑)	○ (荒地)	○ (立休交差)	○ (道路の分離帯等)	○ (防波堤)	○ (岩)

凡例

施設計画

- 海岸保全施設を新設しようとする区域
- 海岸保全施設を改良しようとする区域
- 海岸保全施設の存する区域
- 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
- 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
- 胸壁
- 突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離岸堤
- 潜堤・人工リーフ
- 消波堤 (消波工を含む)
- 高潮・津波防波堤
- 砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
- 樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
- 水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)

海岸整備における配慮要素

- 特定植物群
- 藻場 (アマモ場・海中草原)
- 藻場 (ガラモ場・海中林)
- 国立公園区域 (普通地域)
- 国立公園区域 (特別保護地区・特別地域)
- 県立自然公園区域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区 (特別保護区)
- 鳥獣計画区域
- 自然景観資源
- 漁港
- 港湾
- 海水浴場

所管

- (海岸) 国土交通省水管理・国土保全局
- (港海岸) 国土交通省港湾局
- (漁港海岸) 農林水産省水産庁
- (海岸○○地区) 農林水産省農村振興局

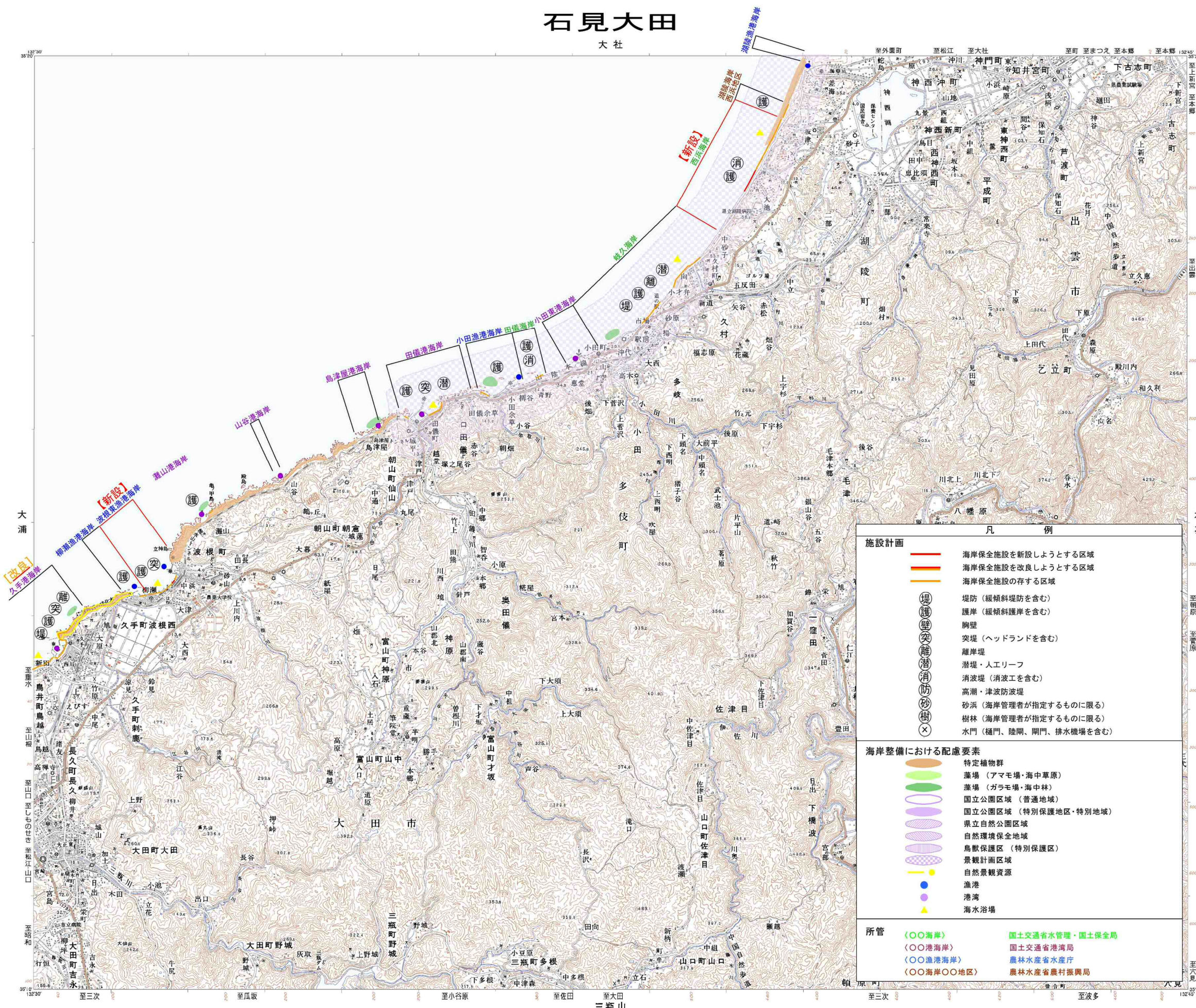
「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情復、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和51年編集
平成3年修正
平成9年要部修正 (境界)

今市

石見大田

大社



記号

○ (市役所)	● (町役所)	○ (官公署)	○ (裁判所)	○ (警察署)	○ (消防署)	○ (郵便局)	○ (学校)	○ (神社)	○ (寺院)	○ (公園)	○ (記念物)	○ (史跡)	○ (名勝)	○ (天然記念物)	○ (国定公園)	○ (特別保護地区)	○ (特別保護地区)	○ (景観計画)	○ (自然景観資源)	○ (漁港)	○ (海水浴場)
○ (市役所)	○ (町役所)	○ (官公署)	○ (裁判所)	○ (警察署)	○ (消防署)	○ (郵便局)	○ (学校)	○ (神社)	○ (寺院)	○ (公園)	○ (記念物)	○ (史跡)	○ (名勝)	○ (天然記念物)	○ (国定公園)	○ (特別保護地区)	○ (特別保護地区)	○ (景観計画)	○ (自然景観資源)	○ (漁港)	○ (海水浴場)

施設計画

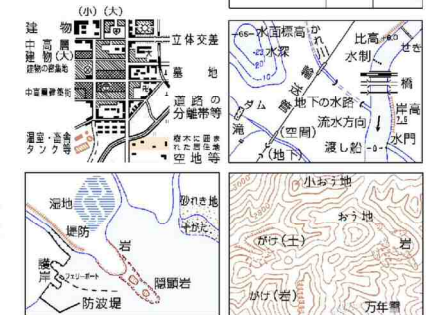
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
- 海岸保全施設を改良しようとする区域
- 海岸保全施設の存する区域
- 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
- 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
- 胸壁
- 突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離岸堤
- 潜堤・人工リーフ
- 消波堤 (消波工を含む)
- 高潮・津波防波堤
- 砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
- 樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
- 水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)

海岸整備における配慮要素

- 特定植物群
- 藻場 (アマモ場・海中草原)
- 藻場 (ガラモ場・海中林)
- 国立公園区域 (普通地域)
- 国立公園区域 (特別保護地区・特別地域)
- 県立自然公園区域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区 (特別保護区)
- 景観計画区域
- 自然景観資源
- 漁港
- 海水浴場

所管

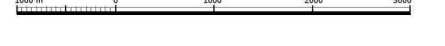
- (海岸)
- (港海岸)
- (漁港海岸)
- (海岸) ○ (地区)
- 国土交通省水管理・国土保全局
- 国土交通省港湾局
- 農林水産省水産庁
- 農林水産省農村振興局



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万1分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和51年編集
平成14年修正

石見大田

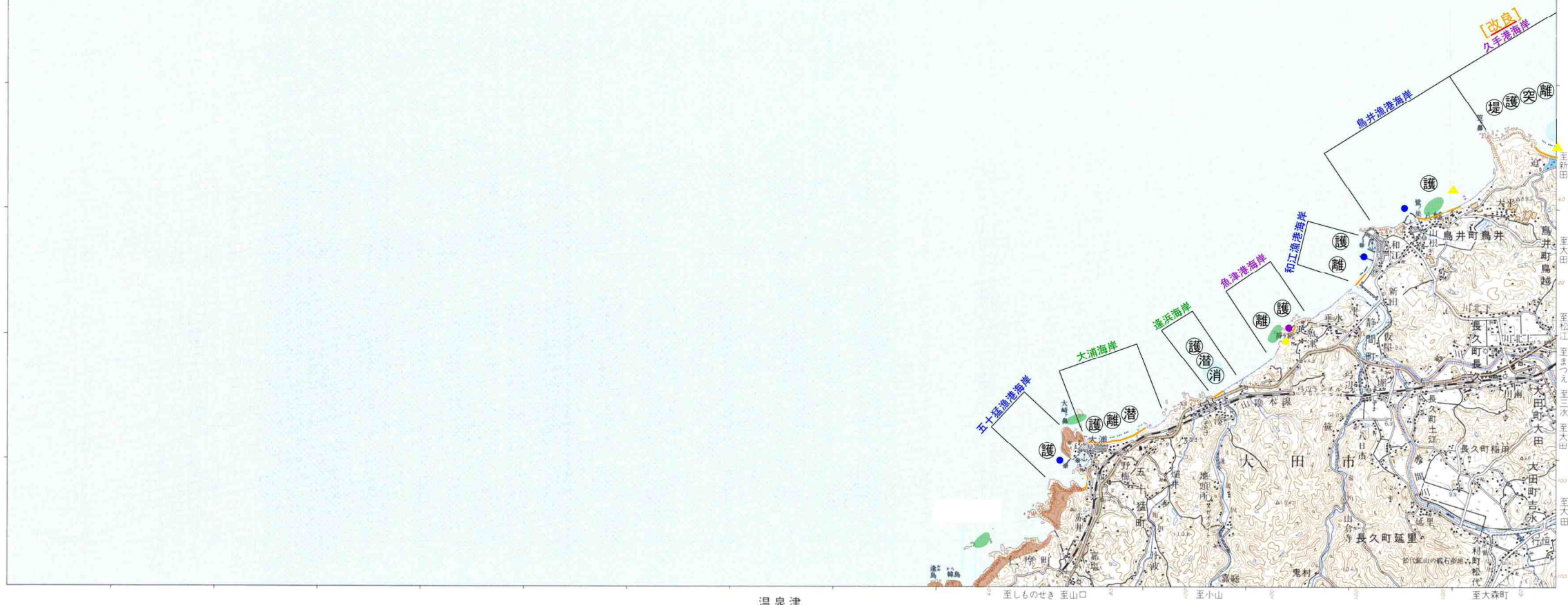


大 浦

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草原）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
	（〇〇海岸） 国土交通省水管理・国土保全局
	（〇〇港海岸） 国土交通省港湾局
	（〇〇漁港海岸） 農林水産省水産庁
	（〇〇海岸〇〇地区） 農林水産省農村振興局

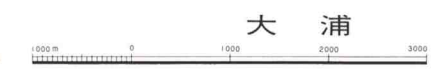
記号

	二二二(幅員13.0m以上の道路)		(市役所)		病院
	二二二(幅員5.5m-13.0mの道路)		(東京都の区役所)		神社
	二二二(幅員3.0m-5.5mの道路)		(町・村役所)		寺院
	二二二(幅員1.5m-3.0mの道路)		(指定のないもの)		官公署(特定の記号のないもの)
	二二二(幅員1.5m未満の道路)		裁判所		記念碑
	二二二(国道および路線番号)		税務署		煙突
	二二二(国道)		営林署		電波塔
	二二二(国道)		測候所		石油井・ガス井
	二二二(国道)		警察署		灯台
	二二二(国道)		駐在所・派出所		坑口・洞口
	二二二(国道)		普通鉄道		防署の城跡
	二二二(国道)		特殊軌道		保健所
	二二二(国道)		路面の鉄道		郵便局
	二二二(国道)		索道		温泉・鉱泉
	二二二(国道)		建設中または運行休止中の普通鉄道		探鉱地
	二二二(国道)		橋および高架部		重要港
	二二二(国道)		切取部		高等学校
	二二二(国道)		盛土部		大学・短期大学
	二二二(国道)		送電線		温泉
	二二二(国道)		石		田
	二二二(国道)		都・府・県界		広葉樹林
	二二二(国道)		北海道の支庁界		針葉樹林
	二二二(国道)		町界		果樹園
	二二二(国道)		町界		はばり地
	二二二(国道)		特定地区界		竹林
	二二二(国道)		植生界		茶畑
	二二二(国道)		A224 三角点		しの地
	二二二(国道)		B212 水準点		その他の樹木
	二二二(国道)				等樹林
	二二二(国道)				荒地



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

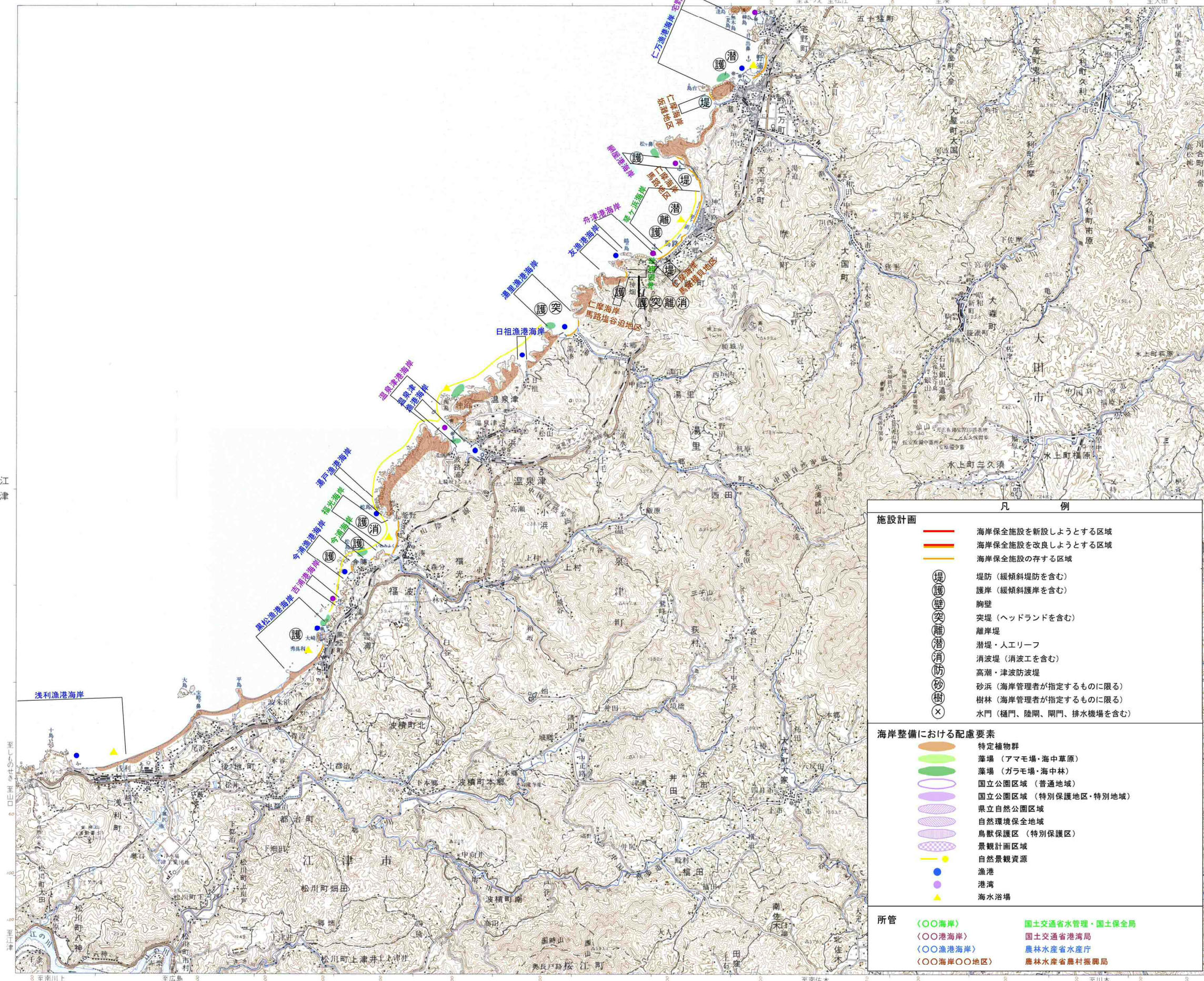
明治32年測量
昭和51年編集
平成8年修正



温泉津

温泉津

大浦



記号

○ (市役所)	● (病院)	○ (神社)	○ (塔)
○ (町役場)	○ (寺)	○ (塔)	○ (塔)
○ (官公署)	○ (記念碑)	○ (記念碑)	○ (記念碑)
○ (税務署)	○ (電波塔)	○ (電波塔)	○ (電波塔)
○ (森林署)	○ (井)	○ (井)	○ (井)
○ (建設中の道路)	○ (警察署)	○ (警察署)	○ (警察署)
○ (有料道路)	○ (坑口)	○ (坑口)	○ (坑口)
○ (普通鉄道)	○ (消火栓)	○ (消火栓)	○ (消火栓)
○ (地下鉄)	○ (保健所)	○ (保健所)	○ (保健所)
○ (特殊軌道)	○ (郵便局)	○ (郵便局)	○ (郵便局)
○ (路面の鉄道)	○ (戸)	○ (戸)	○ (戸)
○ (索道)	○ (工)	○ (工)	○ (工)
○ (建設中または運行中止中の普通鉄道)	○ (小・中学校)	○ (小・中学校)	○ (小・中学校)
○ (橋)	○ (高等学校)	○ (高等学校)	○ (高等学校)
○ (橋)	○ (大学)	○ (大学)	○ (大学)
○ (橋)	○ (文)	○ (文)	○ (文)
○ (橋)	○ (文)	○ (文)	○ (文)

凡例

施設計画

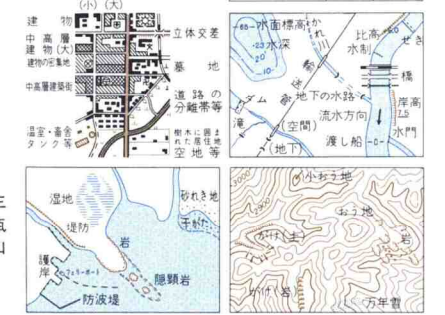
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
- 海岸保全施設を改良しようとする区域
- 海岸保全施設の存する区域
- 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
- 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
- 胸壁
- 突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離岸堤
- 潜堤・人工リーフ
- 消波堤 (消波工を含む)
- 高潮・津波防波堤
- 砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
- 樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
- 水門 (樋門、陸開、開門、排水機場を含む)

海岸整備における配慮要素

- 特定植物群
- 藻場 (アマモ場・海中草原)
- 藻場 (ガラモ場・海中林)
- 国立公園区域 (普通地域)
- 国立公園区域 (特別保護地区・特別地域)
- 県立自然公園区域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区 (特別保護区)
- 景観計画区域
- 自然景観資源
- 漁港
- 港湾
- 海水浴場

所管

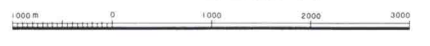
- (海岸) 国土交通省水管理・国土保全局
- (港海岸) 国土交通省港湾局
- (漁港海岸) 農林水産省水産庁
- (海岸) ○ (地区) 農林水産省農村振興局



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和52年編集
平成8年修正

温泉津



江 津

凡 例	
施設計画	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草原）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

記号

	市役所	病院
	東京都の区役所	神社
	町・村役場	寺院
	官公署(特定の記号のないもの)	高塔
	裁判所	記念碑
	税務署	電波塔
	営林署	井油井・ガス井
	測候所	灯台
	警察署	坑口・洞口
	駐在所・派出所	八幡
	消防署	(史跡・名勝・天然記念物)
	保健所	噴火口・噴出口
	郵便局	温泉・鉱泉
	目撃隊	採鉱地
	索道	伊勢石地
	建設中または運行休止中の普通鉄道	重要港
	橋および高架橋	小・中学校
	切取部	高等学校
	盛土部	大学・短大
	送電線	高等

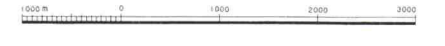
田	広葉樹林	針葉樹林
細	針葉樹林	針葉樹林
東樹園	はらこ	はらこ
桑畑	竹林	竹林
茶畑	しの地	しの地
その他の樹木	やし科等樹林	やし科等樹林
荒地	荒地	荒地

温泉津

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」
 承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
 昭和51年編集
 平成8年修正

江 津

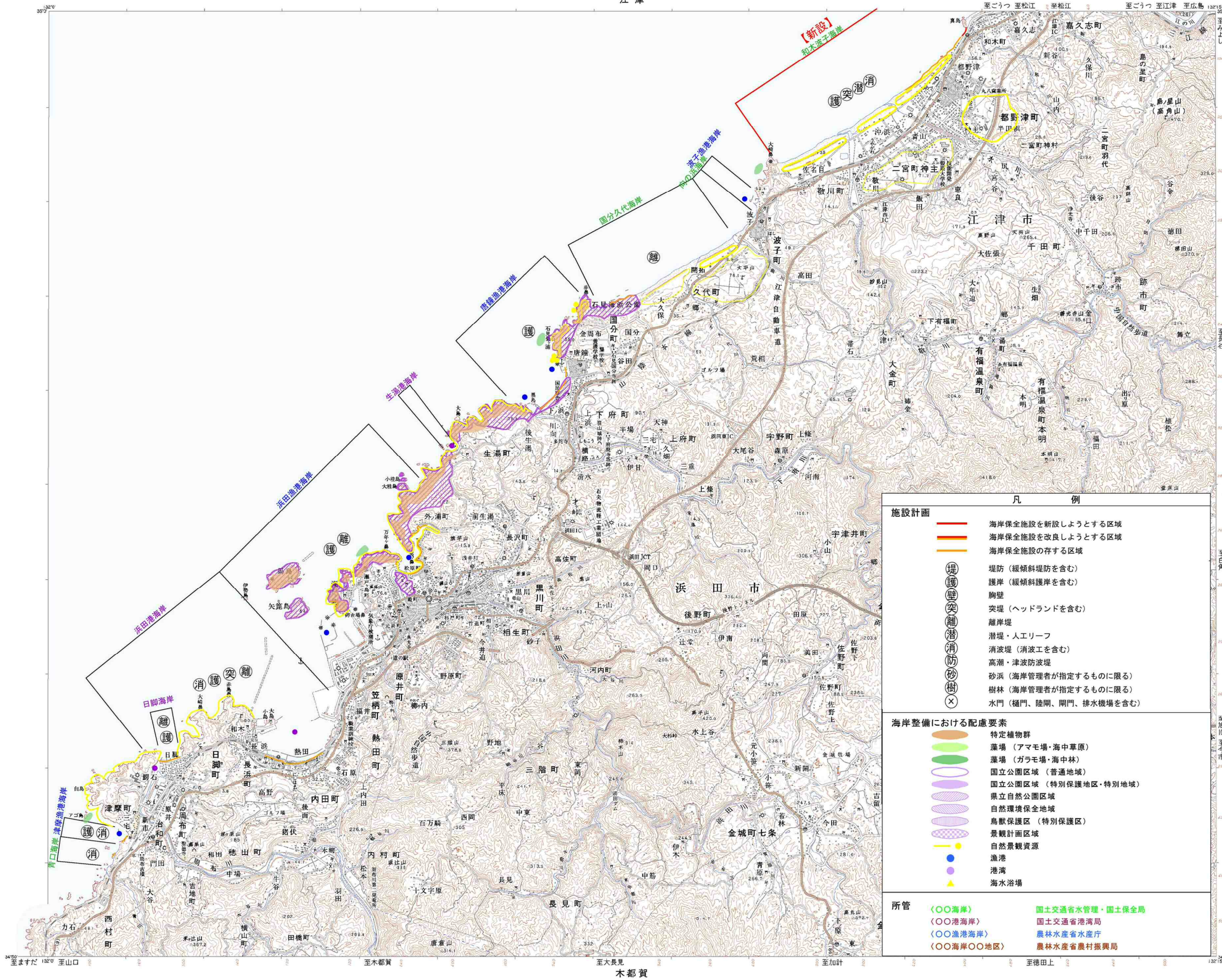


浜田

至しものせき 至山口 至山口 至よし 至広島

浜田

江津

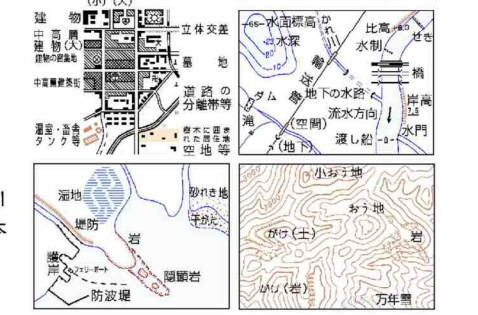


記号	
市役所	市役所
町役場	町役場
公民館	公民館
図書館	図書館
郵便局	郵便局
診療所	診療所
学校	学校
公園	公園
神社	神社
寺院	寺院
記念碑	記念碑
橋	橋
トンネル	トンネル
鉄道	鉄道
道路	道路
水路	水路
河川	河川
海岸線	海岸線
境界線	境界線
等高線	等高線
標高	標高
水準点	水準点

施設計画	
(赤線)	海岸保全施設を新設しようとする区域
(オレンジ線)	海岸保全施設を改良しようとする区域
(黄色線)	海岸保全施設の存する区域
(壁状)	堤防(緩傾斜堤防を含む)
(護岸)	護岸(緩傾斜護岸を含む)
(胸壁)	胸壁
(突堤)	突堤(ヘッドランドを含む)
(離岸堤)	離岸堤
(消波堤)	消波堤(消波工を含む)
(高潮・津波防波堤)	高潮・津波防波堤
(砂浜)	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
(樹林)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
(水門)	水門(樋門、陸門、開門、排水機場を含む)

海岸整備における配慮要素	
(緑)	特定植物群
(黄緑)	藻場(アマモ場・海中草原)
(黄)	藻場(ガラモ場・海中林)
(淡黄)	国立公園区域(普通地域)
(黄)	国立公園区域(特別保護地区・特別地域)
(淡黄)	県立自然公園区域
(黄)	自然環境保全地域
(黄)	鳥獣保護区(特別保護区)
(黄)	景観計画区域
(黄)	自然景観資源
(黄)	漁港
(黄)	港湾
(黄)	海水浴場

所管	
(赤線)	国土交通省水管理・国土保全局
(オレンジ線)	国土交通省港湾局
(黄色線)	農林水産省水産庁
(緑線)	農林水産省農村振興局



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情復 第1188号)」
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和48年編集
平成17年修正

浜田

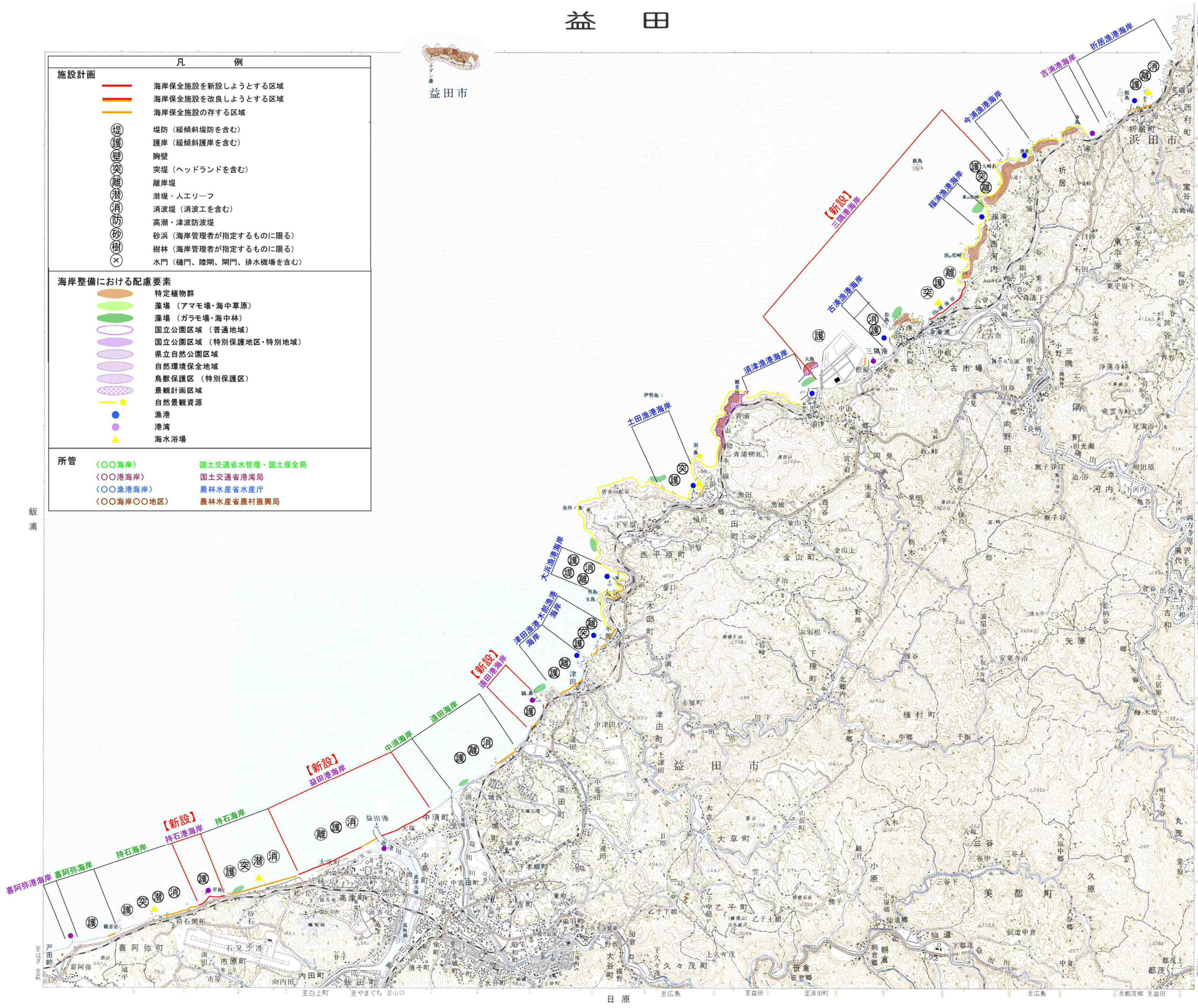
益田



凡 例	
施設計画	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人エリーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場（アマモ場・海中草原）
	藻場（ガラモ場・海中林）
	国立公園区域（普通地域）
	国立公園区域（特別保護地区・特別地域）
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区（特別保護区）
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

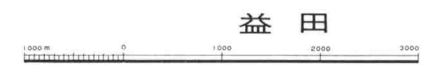
記号

	市役所	病院	院
	町役所	神社	社
	町役場	寺院	院
	官公署(特定の記号のないもの)	高	塔
	国道および路線番号	数	所
	建設中の道路	税務署	煙
	有料道路および料金所	営林署	電
	普通鉄道	測候所	井
	地下鉄および地下鉄線	警察署	釘
	特殊軌道	消防署	坑
	路面の鉄道	保健所	口
	建設中または運行中止中の普通鉄道	郵便局	洞
	切取	戸自衛隊	跡
	盛土	小・中学校	跡
	送電線	高等学校	跡
	石	大学	跡
	田	公園	跡
	北海道の支庁界	果樹園	跡
	市・町界、東京都区界	桑畑	跡
	特定地区界	竹林	跡
	特定地区界	茶畑	跡
	樹生界	その他の樹木	跡
	三角点	標石のある標高	跡
	水準点	標石のない標高	跡
	湿地	防波堤	跡
	埋立地	防波堤	跡
	防波堤	防波堤	跡



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28複製、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和45年編集
平成6年修正



飯 浦

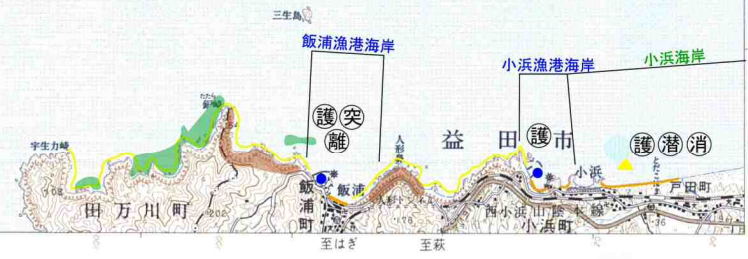
凡 例	
施設計画	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閉、開門、排水機場を含む)
海岸整備における配慮要素	
	特定植物群
	藻場 (アマモ場・海中草原)
	藻場 (ガラモ場・海中林)
	国立公園区域 (普通地域)
	国立公園区域 (特別保護地区・特別地域)
	県立自然公園区域
	自然環境保全地域
	鳥獣保護区 (特別保護区)
	景観計画区域
	自然景観資源
	漁港
	港湾
	海水浴場
所管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局

記 号	
	(市役所 病院)
	(町村役場 神社)
	(指定都市の役所 寺)
	(官公署(特定の記号のないもの) 裁判所 記念碑)
	(国道および路線番号 税務署 燈台)
	(建設中の道路 営林署 電波塔)
	(有料道路および料金所 測候所 井油井・ガス井)
	(警察署 燈台)
	(普通鉄道 駅 坑口・洞口)
	(地下鉄および地下鉄道 消防署 城跡)
	(特殊軌道 郵便局 温泉・鉱泉)
	(路面の鉄道 戸自衛隊 採鉱地)
	(建設中または運行中止中の普通鉄道 自衛隊 重要港)
	(橋りばり高架部 小・中学校 地方港)
	(切取部 盛土部 橋りばり)
	(送電線 送電線)

田	
稲	広葉樹林
雑	針葉樹林
果樹園	ほいで
桑	竹林
茶	しの地
その他の樹木	やし料等樹林
	荒地

△52.8 三角点 124.7 標石のある標高点
△21.7 水準点 125 標石のない標高点

(小) (大)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1188号)」承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

明治32年測量
昭和45年編集
平成3年修正

飯 浦



第3編 その他重要事項、留意事項

海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取り組みにおいて特に留意すべき事項を以下に示す。

第1章 その他重要事項

1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。

そのため、ロボットや ICT 技術の活用(例: UAV 無人航空機による公共測量の実施)、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。

(1) 一体的・計画的な防災・減災対策の推進

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

(2) 海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングを行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

(3) 広域的な海岸利用への配慮

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。

(1) 災害に強い地域づくり

災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、(高潮や津波等の)自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。

また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。

(2) 海岸美化、希少動植物の保護

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

(3) 適正な海岸利用の促進

適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。

(4) 海岸愛護の普及、人材育成

こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。

第2章 今後の取り組みにおける留意事項

2-1 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

2-2 関係行政機関との連携調整

海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。

2-3 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても地域住民の参画を得る。その際、計画の策定段階から、環境保全や利用促進など海岸特性や地域特性に応じて重視・優先すべき事項を地域住民と共に協議し、地域に密着した事業計画・実施設計とする。また、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。

なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、計画に適宜反映している。

2-4 計画の見直し

地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、島根沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

また、海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項に則り海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。

(参考)

決定及び改定の経緯			
区分	決定	年月日	備考
決定	決定	平成15年3月26日	
	施行	平成15年3月26日	
改定 第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更 7海岸(河川局2海岸、水産庁5海岸)
	施行	平成19年3月20日	
改定 第2回	決定	平成21年3月31日	海岸保全施設の整備計画変更 18海岸(河川局4海岸、港湾局7海岸、水産 庁6海岸、農村振興局1海岸)
	施行	平成21年3月31日	
改定 第3回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応 施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映
	施行	平成29年3月24日	